

## 第2章 中国 WTO 関連協力

## 1. 調査の概要

### 1.1 背景・経緯

多くの途上国は、WTO 協定の実施に際し、国内法制度の整備や専門家の育成等で、困難に直面している。途上国が多角的貿易体制によるメリットを享受するために、本分野のキャパシティ・ビルディングに向けた支援が、極めて重要な課題として認識されている。我が国は 2000 年 6 月の APEC 貿易担当大臣会合において、APEC 域内途上エコノミーのキャパシティ・ビルディング戦略を作成することを提案し、9 月から 10 月にかけて、域内 9 エコノミー（インドネシア、パプア・ニューギニア、タイ、マレーシア、中国、ペルー、フィリピン、ヴィエトナム、台湾）を対象にニーズ調査を行った。本調査結果は、同年 11 月の APEC 閣僚会議において「戦略的 APEC 計画」として提出され、今後の WTO 関連支援活動の基礎として各閣僚から承認された。こうした背景の下、JICA はインドネシア、タイ、マレーシア、中国、ペルー、フィリピン、ヴィエトナムを対象として、更なる現状把握とニーズの絞り込みを行い将来的な支援の実施方針を検討することを目的として、プロジェクト選定確認調査団を派遣した。この結果をうけ、タイ、インドネシア、マレーシアでは既に開発調査を開始し、フィリピンについても具体的な協力開始のための準備を進めている。

中国に関しては、2000 年より「対中国经济協力計画（国別援助計画）」が策定されており、「21 世紀に向けた対中経済協力のあり方に関する懇談会」等での議論を経て 2001 年 10 月に最終版が確定した。この中で、重点分野の一つとして WTO 協定の理解促進も含めた世界経済との一体化支援等の「改革・開放支援」があげられている。中国は 2001 年 11 月、カタールにおける WTO 第 4 回閣僚会議において正式に WTO 加盟が認められたが、WTO 協定に定められた権利の行使と義務の履行を適切に行うことにより、更なる貿易拡大、経済発展が期待されている。我が国は WTO に関連して平成 12 年度より国別特設研修を実施しているが、これに加えて今後どのような協力が可能か検討するため、本ベースライン調査団が派遣された。

### 1.2 調査目的

中国 WTO 協定実施支援に際しては、以下の要素を考慮の基本方針に据えた。

- (1) 中国が円滑に WTO 協定の実施を行う上でのプライオリティ
- (2) 日本政府の政策、企業活動の円滑化に資する事項
- (3) 我が国の支援リソースの状況

上述の中国 WTO 支援基本方針に基づき、以下を調査目的とした。

- (1) 既に実施中の協力案件へのフィードバックと支援方針の検討を目的として、「戦略的 APEC 計画」策定時の調査結果のレビューと関連情報の追加収集を行った。
- (2) あわせて、平成 14 年度以降の協力実施の可能性をさぐり、必要な情報収集、日本側のリソースを踏まえた案件形成を行うべく、協議を行った。

協力の重点分野として、先行する他国の協力内容を参考に、以下を一例として想定しつつ、本ベースライン調査を通して、優先順位付け・絞り込みを行った。但し、中国の国家規模や加盟直後である等の先行他国と異なる諸条件に鑑み、今後の協力の方向については、JICA が有する複数の協力量案を活用しつつ継続協議、平成 15 年度を目途に開始する開発調査に関しては適当な分野を取り上げての共同研究の実施を検討することで、中国政府側と認識の一致を見た（詳しくは以下

3. 参照)。

- (1) WTO 協定の実施に向けた調査・啓発
- (2) 貿易に関連する投資措置 (TRIMs) に関する協定の実施支援
- (3) 貿易の技術的障害 (TBT) に関する協定の実施支援
- (4) 知的所有権の貿易関連の側面 (TRIPS) に関する協定の実施支援
- (5) サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) の実施支援
- (6) 紛争解決了解 (DSU) の理解促進
- (7) 対外貿易経済合作部 (MOFTEC) の体制強化

1.3 調査団員構成

- |               |       |                          |
|---------------|-------|--------------------------|
| (1) 団長・総括     | 堀 史郎  | 国際協力事業団鉱工業開発調査部計画課長      |
| (2) 技術協力行政    | 田村 英康 | 経済産業省通商機構部係長             |
| (3) 研修計画      | 梅崎 路子 | 国際協力事業団東京国際センター業務第2課長    |
| (4) 人材育成計画    | 井形洋二郎 | 国際協力事業団アジア第二部東アジア・中央アジア課 |
| (5) 調査企画      | 田村えり子 | 国際協力事業団鉱工業開発調査部工業開発調査課   |
| (6) 通訳        | 広瀬 万里 | 国際協力センター                 |
| (WTO 国内委員会団員) |       |                          |
| (7) 貿易体制 1    | 国松 麻季 | 三和総合研究所新戦略部              |
| (8) 貿易体制 2    | 西川 敦子 | 三和総合研究所開発コンサルティング部       |

1.4 調査日程

	月日	曜日	行程
1	12月16日	日	移動 (東京→北京) : NH905 (10:35~13:35)
2	12月17日	月	日本大使館、JICA 中国事務所、科学技術部、対外貿易経済合作部 (WTO 関係部門合同ミーティング)
3	12月18日	火	米国大使館(堀、田村英、国松、広瀬)、CIDA (田村え、西川)、経貿部世界貿易組織司 (梅崎、井形)、WB、国家経済貿易委員会(堀、田村英、国松、広瀬、田村え、西川)、交通部 (梅崎、井形)、JETRO
4	12月19日	水	国家知識産権局・中国知識産権権訓練中心、経貿部世界貿易組織司
5	12月20日	木	海関総局(堀、国松、広瀬)、国家工商行政管理总局 (梅崎、井形、田村え、西川)、UNDP (梅崎、井形、田村え、西川)、国家発展計画委員会、国家質量監督検査検疫総局
6	12月21日	金	AusAID (田村え、西川)、対外貿易経済合作部、科学技術部、JICA 中国事務所、日本大使館
7	12月22日	土	移動 (北京→東京) : NH906 (14:50~19:00)

2. WTO 協定にかかる現状

2.1 近年の貿易政策のレビュー

### (1) 近年の貿易政策

中国は建国以来、重工業部門を重視した社会主義計画経済を推進してきたが、1979年に経済政策を大幅に修正し、経済体制の改革・対外解放政策を採用した。方針転換後の中国経済の成長は目覚しく、その後20年間の年平均実質GDP成長率は世界銀行によると約10%に上る。その経済規模は1999年時点ではGDPで世界第7位に位置し、特に第2次、第3次産業の成長が目覚しい。2001年3月に採択された2001年～2005年の「第10次5ヶ年計画」では、この5年間で2010年にGDPを2000年の2倍にするという戦略目標の地盤固めの時期とし、7%前後の成長率の維持を目指している。

2000年に入っても、中国経済は年平均GDP成長率8.0%と好調を継続しているが、従来の計画経済を修正する形で導入された市場経済化は、中国社会で様々な歪みを生んでいる。経済成長の影では、沿海部と内陸部、都市と農村等の地域間所得格差の拡大が見られ、ジニ係数の増大から明らかなように、経済格差は近年、拡大傾向にある。また、競争力の低い国有企業等の淘汰、失業率の増加、透明性の欠如による汚職の蔓延、構造改革の遅れ、農産品価格の低迷、環境問題等、残された課題は多い。中国経済にとって、2001年12月に実現したWTO加盟による短期的・長期的な国際ルール整合化作業のコストは小さくないが、改革・解放推進に向けた環境整備に大きく貢献すると思われる。

表 2-1 中国におけるセクター別年平均成長率

	農業	工業	製造業	サービス業
1980-90年	5.9%	11.1%	10.4%	13.5%
1990-99年	4.3%	14.4%	13.9%	9.2%

(出所) World Bank Atlas 2001

### (2) 加盟交渉の経緯

WTO加盟交渉は、多国間で行なわれる「加盟議定書交渉」と二国間の「市場アクセス交渉」から成る。加盟議定書交渉では、WTO内に設置される作業部会(Working Party)において加盟申請国の経済・貿易制度の審査に基づく加盟条件の規定を行い、加盟議定書を作成する。市場アクセス交渉は、申請国との交渉を希望する作業部会参加国との二国間でなされるモノとサービス分野における自由化交渉を指す。ここで合意された関税引下げ、非関税障壁の削減、サービス分野の約束等は、WTOの最恵国待遇原則に従い全加盟国に適用される。交渉終結後、加盟議定書は一般理事会または閣僚会議で採択にかけられ、加盟国の3分の2以上の賛成を持って加盟が承認される。申請国がWTO協定を承認し、受諾文書をWTO事務局に寄託した後、30日を経て加盟が発効する。

中国は1986年7月のGATT加盟申請以来、WTO原加盟国となるべく積極的に加盟交渉を行なったが、「発展途上国」としての地位を巡る加盟国側との意見の相違等があり、WTO発足時までに合意に至らなかった。WTO発足後は、95年12月に改めてWTO加盟申請を行い、二国間協議及び中国加盟作業部会における協議を経て、2001年11月10日、ドーハにおける第4回WTO閣僚会議において正式に加盟が承認された(閣僚決定文書WT/L/432)。天安門事件、在ユーゴスラビア中国大使館誤爆事件等による中断もあり、約15年間に渡る加盟交渉となった。中国国内における批准手続は、閣僚会議における承認の翌日、11月11日に了し、WTO規則に基づき同年12月11日に

中国は WTO の 143 カ国目の加盟国となった<sup>1</sup>。

加盟交渉の経緯につき、下記の通り、年表を掲げる。

表 2-2 加盟 中国の GATT/WTO 加盟交渉の経緯

1948年5月	中華民国が 23 の原加盟国の一員として GATT (関税および貿易に関する一般協定) の締結国となる。
50年3月	台湾の国民党政権が GATT からの脱退を通告。
86年7月	中国政府は「中華民国」の 50 年の脱退は唯一の合法的政府としての中国の立場から無効とし、GATT に「地位の回復」の名目で加盟を申請。
87年'6月	GATT 加盟の中国作業部会を設置。
89年6月	天安門事件は GATT 加盟国の強い反発を買い、加盟審査部会が延期された。
90年1月	台湾は「台湾・澎湖・金門・馬祖関税領域」として GATT 加盟を申請。
92年2月	米中貿易交渉で、市場参入に関する貿易制度の透明化で合意。
12月	2,898 品目の関税率を引き下げ、全体の平均関税率は 43.2% に。
93年12月	3,371 品目の輸入関税率を平均 35.9% に引き下げる。
94年1月	人民元の為替レートの本一化。283 品目の輸入管理規制を撤廃。
94年4月	サービス約束表のイニシアル・オファー提出。
94年9月	モノの譲許表のイニシアル・オファー提出。
95年1月	WTO (世界貿易機関) の発足。
12月	改めて WTO への加盟申請を行う。
96年1月	95年12月末から 176 品目の輸入規制措置を撤廃したことを発表。
4月	4,900 品目の輸入関税率を 36% から 23% に引き下げる。
6月	海賊版ソフトの中国国内における取締に関して米中が合意。
97年7月	ニュージーランド、韓国が市場参入交渉終了に関する取り決めに署名。
9月	日中の二国間交渉は、9月4日、鉱工業品の貿易について中国が 3,600 品目の平均関税を 47% から 18% に下げ、輸入数量制限措置を最長 8 年で撤廃するとし、実質的に合意。サービス貿易に関する二国間交渉は未決着。
10月	4,800 品目 (全体の 74%) の関税率を 23% から 17% に引き下げる。 ハンガリー、チェコ、スロバキアが市場参入交渉終了に関する取り決めに署名。
11月	APEC 会議で 2005 年まで平均関税率を 10% までに引き下げることを発表。
12月	トルコ、シンガポールが市場参入取り決めに署名。
99年4月	米中二国間交渉は、朱鎔基首相の訪米の際、中国側が農産品、通信及び金融などの分野において大きく譲歩したとされていたが、米会議の反対など政治的な要因により合意に至らず。
5月	NATO 軍による駐ベオグラード中国大使館の誤爆事件で米中関係が悪化。中国は米中二国間交渉を中断。

<sup>1</sup> 2002年1月1日、中国と同様、第4回関係会議において加盟を承認された台湾が国内批准手続を経て、144カ国目の加盟国となった。

7月	小渕首相（当時）が訪中の際、7月9日、サービス貿易に関する二国間交渉が合意。
11月	米中二国間交渉は11月15日に合意。
2000年5月	EU・中国の協議が、5月19日北京で合意。 5月24日、米下院で対中通常貿易関係の恒久化法案を採択 <sup>2</sup> 。
9月	9月19日、米上院が対中通常貿易関係の恒久化法案を可決。 <sup>3</sup>
2001年11月	11月10日、第4回閣僚会議において中国加盟を承認。 11月11日、中国政府がWTO加盟議定書を受諾。
12月	12月11日、加盟が正式に成立。

（出所）（財）国際金融情報センター「JCIF カントリーレポート中国 基礎レポート第6章」2001年3月、WTO公式文書等。

WTO加盟を果たした中国では、現在、加盟交渉における約束事項の実現に向けて、法制度整備が積極的に行なわれている。2002年1月25日付「人民網日本語版」によると、対外貿易経済合作部（MOFTEC）職員による中国WTO加盟文書（中国加盟に関する決定、中国加盟議定書と9つの付属文書、中国加盟作業部会報告書）の中国語訳が同日、中国人民代表大会（全人代）常務委員会広報から公表された。また、MOFTEC内にWTO関係3部署が新設される等、行政組織の整備も進められている。1月26日には中国の初代駐WTO代表となる孫振宇特命全権大使が、中国在ジュネーブWTO代表部の落成式出席のためにジュネーブへ出発した。

## 2.2 WTO加盟合意の主な内容

中国の加盟交渉の過程においても、各加盟国<sup>4</sup>よりWTO義務に係る中国の貿易制度・措置に関して多様な問題点が指摘された。法制度の突然の改変や運用の不統一に因る透明性の欠如、外資への差別的待遇、市場経済に不適合な制度や貿易障壁、数量制限的な制度の存在等、従来指摘されてきた多くの課題が加盟交渉の中で議論され、改善された点も多い。15年に渡る交渉を経て「加盟議定書」で約束された加盟合意の主な内容は、以下の通りである。

表 2-3 中国加盟文書の概要

I. 序論	
II. 経済政策	
無差別	- 生産に必要なモノ・サービスの調達等における内国民待遇供与。 - 中国国内の外資系企業・外国人に対する二重価格制度の廃止。

<sup>2</sup> 米国は中国への最恵国待遇（MFN）供与を80年以来、毎年更新する方式を採用してきたが、WTO加盟国では相互に供与し合うのが原則であるため、中国からは通常貿易関係（Normal Trade Relation、旧MFN）の無条件恒久化を求められている。

<sup>3</sup> 同米国内法の可決により、同じWTO加盟国である中国に対して最恵国待遇供与を保証できないという矛盾を回避することができた。

<sup>4</sup> 中国との二国間協議は37ヶ国が行った。

価格統制	- 価格決定は附属書に列挙するモノ・サービス以外には原則実施しない。削減撤廃に最大限努力する。
競争政策	- 独占禁止法等の競争政策に係わる法令の整備。
III. 政策策定実施の枠組	
地方政府の権限	- 地方政府は貿易政策について独立の権限を有さない。
統一行政	- 貿易に関する法令・判決・決定等の統一的、公平かつ合理的な方法での実施。
司法審査	- 行政機関から独立した司法機関による公平な行政措置の審査。
IV. モノの貿易に影響を与える政策	
貿易権	- 加盟後3年以内に貿易権を段階的に自由化。
指定貿易	- 指定事業体に貿易権が付与された品目については、加盟後3年以内に段階的に自由化。
関税	- 段階的な譲許関税率の引下げ（全工業品平均関税譲許率は1998年の17.5%から2010年には9.8%へ。農産物は22.7%から15.0%、鉱工業品は16.6%から8.9%へ。） - 情報技術協定（Information Technology Agreement, ITA）への参加により、IT関連品目の関税率を2005年頃に0%へ。
原産地規則	- 加盟後、協定整合性確保。
非関税措置	- WTO非整合的な非関税措置を経過期間後（2004年）に撤廃。
関税評価	- 加盟時から関税評価協定を援用。 - 最低価格制度の廃止。
AD/CVD	- 国内法制を協定整合的に改正する。 - 加盟国側に経過措置（加盟後15年）として、価格比較の際に特例（非市場経済算定方式の採用）を容認。
セーフガード	- 加盟時まで協定整合的なセーフガード法制を整備。
補助金	- 補助金協定が定める輸出補助金等を廃止。
TBT	- 加盟時からTBT協定完全実施。 - 輸入品と国産品に同一の規則・手続を適用。 - 強制・任意規定、適合性評価手続に係わる基準の公表。 - 加盟後18ヶ月以内に、各認証機関の責務を指定。（加盟後12ヶ月以内にTBT委員会に通報。）
SPS	- 加盟時からSPS協定を完全実施。 - 加盟後30日以内にWTOに通報。
TRIMs	- 加盟時からTRIMs協定を実施。 - ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求等の協定禁止措置に加えて、輸出要求、技術移転やR&Dに係る要求等のパフォーマンス要求を条件としない。
経済特区	- 経済特区内企業に優遇措置を供与する際は内国民待遇を供与。
農業	- 削減等が求められない国内補助金の上限は生産総額の8.5%。（注：農業協

	<p>定上の途上国へのデミニマス値の上限は 10%。) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 農産品に対する輸出補助金を維持又は導入しない。</li> </ul> </p>
繊維	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 中国産繊維・繊維製品の輸入により市場攪乱（又はその恐れ）がある加盟国は、対中繊維セーフガードを発動できる（2008 年までの経過措置）。</li> </ul>
加盟国の留保	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 加盟国が中国に対して維持している WTO に整合的でない措置は、附属書に列挙され、合意された条件に従い段階的に撤廃。</li> </ul>
経過的セーフガード	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 中国産品の急激な輸入増による市場攪乱（又はその恐れ）がある加盟国は、経過的セーフガードを発動できる（加盟後 12 年間の経過措置）。</li> </ul>
V. 貿易に関わる知的財産権制度 (TRIPS)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 加盟時までには協定整合的な法制度を整備。</li> <li>- 加盟時から TRIPS 協定の完全実施。</li> <li>- 権利行使の強化。</li> </ul>
VI. サービス貿易に関わる政策	
流通	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 加盟後 3 年以内に地理的制限、外資出資制限を段階的に廃止。一部の例外（チェーンストアの出資制限）は残る。</li> </ul>
保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外資出資制限（生保 50%、損保 51%）はあるが、損保は加盟後 2 年以内に制限撤廃。</li> </ul>
銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 加盟後 2 年以内に外国銀行は中国企業への人民元業務可能に。5 年以内に中国個人への同業務可能。</li> <li>- 5 年以内に地理的制限を段階的に廃止。</li> </ul>
電気通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 付加価値通信及び基本通信は加盟後 2 年以内に外資比率 50%まで可能に。地理的制限も段階的に廃止。</li> <li>- 国内及び国際通信は、加盟後 6 年以内に外資比率 49%まで可能に。地理的制限も段階的に廃止。</li> </ul>
VII. その他	
透明性	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 法令、その他の措置の公表。問合せに対応する照会窓口の設置。</li> </ul>
政府調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 政府調達協定に加入する意図を有する。</li> <li>- 加入までの間は、中央及び地方政府で透明性を確保し、最恵国待遇に従い、平等な機会を提供する。</li> </ul>
経過的レビュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 加盟後 8 年間 WTO 一般理事会が義務履行状況を毎年審査。10 年以内に最終審査を行なう。</li> </ul>

（出所）経済産業省「対外経済政策総合サイト」上の関連資料、WTO Report of the Working Party on the Accession of China (WT/ACC/CHN/49) から抜粋。

中国では従来、社会主義市場経済体制の下での行政措置の多用により、政策の安定性と透明性の欠如が生じ、多くの歪みが見られた。しかし、WTO 加盟に伴って内国民待遇、統一的行政、透明性の確保、市場原則の尊重、司法審査制度の導入等が約束されたことにより、中国の経済体制は大きく改編されていくことになる。また、段階的な関税の引下げ、非関税障壁（貿易権、輸入割り当て等）の撤廃、サービス貿易の自由化により市場アクセスも大幅に改善されることになり、市場経



済化が加速されていくことになる。

WTO 既加盟国側には、中国の世界市場参入が自国経済に及ぼすインパクトに対する警戒心は強い。通常の WTO 加盟国に対する義務とは別に、中国に対する特別な経過的措置として、中国産品の急激な輸入増加に対して 12 年間の経過的セーフガード、中国産繊維・繊維製品の輸入に対する 2008 年までの対中繊維セーフガードが記載された。また、加盟後 15 年間に限定して、アンチダンピング・相殺関税措置の発動に際して、非市場経済算定方式による価格比較の特例が導入された。WTO 上の義務の履行に向けた経過的審査メカニズムも創設され、加盟後 8 年間は WTO の下部組織及び一般理事会により毎年レビューが行なわれ、10 年以内に最終審査がなされることになっている。

### 2.3 関連法制度整備状況<sup>5</sup>

中国政府は WTO 加盟を控え、最恵国待遇、内国民待遇、透明性の確保といった WTO ルールに適合した国内法体系の整備が急務となった。既存の法制度の廃止及び改正、新規の法律の制定が急速に進められ、改編される法規の数は 1,000 を超えると言われている。依然として法制度の改編は進められており、今後の行方を注目する必要がある。

主な関連法制度の整備状況は、以下の通りである。

#### (1) 関税評価

2000 年に税関法や輸出入関税条例が見直され、関税評価における最低価格制度等が放棄され、WTO 整合的なルールが導入された。

#### (2) アンチダンピング、相殺関税

2002 年 1 月からアンチダンピング条例が施行され、ダンピング・マージンの計算方法の規定やダンピング決定に対する司法審査の導入等により、WTO ルールへの適合化が図られた。また、反補助金条例の制定により、補助金及び相殺措置による規定が定められた。

#### (3) セーフガード

2002 年 1 月施行のセーフガード条例により、国内産業の損害に対する調査手続や保証措置等が定められた。

#### (4) TBT

2001 年 11 月に施行された国際規格導入管理規則により、国内規格の国際規格との調和が図られることになった。また、2001 年 12 月に公布された強制的製品認証管理規定等により、国産品と輸入品に対して同一の基準認証制度が導入されることとなった。

#### (5) TRIMs

2000 年から 2001 年にかけて合弁企業法、合作企業法、独資企業法が改正され、ローカル・コンテンツ要求、輸出入均衡要求、為替制限を通じた貿易制限措置について廃止及び緩和が方向付けられた。

#### (6) GATS

<sup>5</sup> 森綜合法律事務所による「ビジネスロー研究会第 22 回 中国の WTO 加盟と最新法律事情 (2002 年 1 月 30 日)」の資料から一部抜粋。

加盟議定書で約束した分野において、外商投資電信企業管理規定（電気通信）、外資保険会社管理条例（保険）、外資金融機関市場参入関連問題に関する公告（銀行）、旅行会社管理条例（旅行）、外商投資国際貨物運輸代理業管理規定（速達）等の改正が行われた。

#### (7) 知的財産権

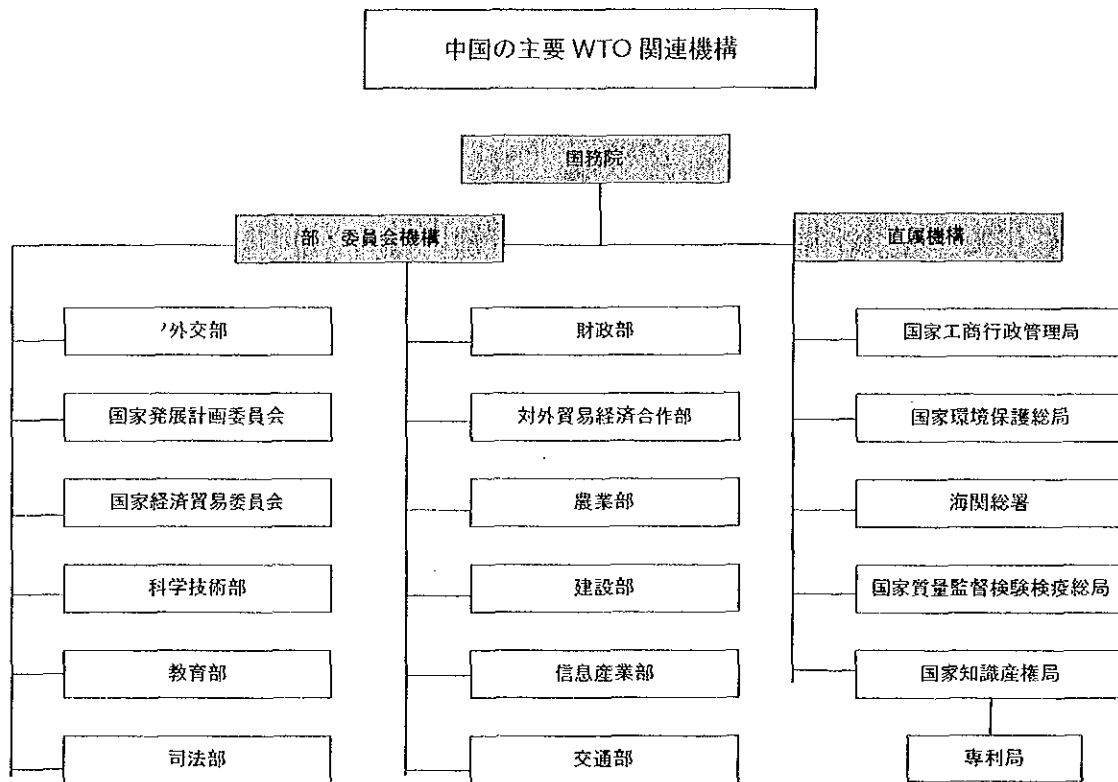
2000年から2001年にかけて特許法、著作権法、商標法、集積回路の回路配置設計保護条例、コンピューターソフトウェア保護条例等が改正され、保護範囲及び保護レベルの強化が確保された。また、起訴前の救済措置が導入され、司法審査機会が確保されるようになった。ライセンスについては、2002年1月から技術輸出入管理条例が施行される等、ライセンスに際して導入されていた許認可の規定が弛められた。

## 2.4 実施体制

### (1) 関連省庁

中国国務院（行政府）組織内において、WTOに関連する省庁は対外貿易経済合作部（MOFTEC）を始めとして多岐に渡る。主要なWTO協定関連機関は次頁の図の通りである。また、WTO各協定毎の所轄省庁は、次表の通りである（但し、役割分担あり）。主要省庁の機能や人員体制等について、1)以下に示す。

図 2-1 中国の主要 WTO 関連機関



注) 国際協力事業団『中国国別援助研究会報告書(第2次)』、1999年の「機構改革籌の国务院組織系統図」より、関連部分を抽出の上、作成。

表 2-4 WTO 協定毎の主要な所轄省庁

WTO 協定及び所轄業務	部局名
WTO加盟の管理	対外貿易経済合作部 (MOFTEC)
関税及び貿易に関する一般協定	MOFTEC、海関総署
関税義務・譲許表の実施	財政部、MOFTEC、海関総署
WTO協定に基づく届け出	MOFTEC及びその他の所轄政府機関
農業に関する協定	MOFTEC、農業部、財政部
衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS)	国家質量監督検験検疫総局 (AQSIQ)、海関総署
繊維及び繊維製品(衣類を含む。)に関する協定	MOFTEC
貿易の技術的障害に関する協定 (TBT)	AQSIQ、その他の所轄政府機関
貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMs)	MOFTEC、国家経済貿易委員会、国家発展計画委員会、国家工商行政管理局
アンチ・ダンピングに関する協定	MOFTEC、国家経済貿易委員会、海関総署
関税評価に関する協定	海関総署
船積み前検査に関する協定	AQSIQ、海関総署

原産地規則に関する協定	海関総署、AQSIQ
輸入許可手続に関する協定	MOFTEC
補助金及び相殺措置に関する協定	MOFTEC、財政部
緊急輸入制限措置に関する協定	MOFTEC、国家発展計画委員会、国家経済貿易委員会
サービス貿易に関する一般協定 (GATS)	MOFTEC、その他の所轄政府機関
金融サービスに関するGATS議定書	MOFTEC、中国人民銀行
基本電気通信に関するGATS議定書	MOFTEC、情報産業部
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)	MOFTEC、国家知識産権局、国家工商行政管理 局、海関総署、その他の所轄政府機関
紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU)	MOFTEC、その他の所轄政府機関
政府調達に関する複数国間協定	財政部、MOFTEC
その他のWTO問題	MOFTEC

注) 日本政府「APEC 加盟諸国 WTO 協定履行のためのキャパシティ・ビルディング 国別報告書 (中華人民共和国)」2000年、「第1章 WTO 協定履行機関」を組織改編等の新情報を踏まえ、改訂。

#### 1) MOFTEC

MOFTEC は、貿易、経済協力、外資の対中投資に関する政策・法律の制定と実施、対外経済政策の制定、二国間・多国間の経済交渉の実施、二国間・多国間の条約・協定の調印等を所轄し、職員数は約 500 名を擁する。WTO 関連業務の窓口機関の役割を果たし、その管轄協定は、関税及び貿易に関する一般協定、農業、繊維、TRIMs、アンチダンピング、輸入許可手続、補助金及び相殺関税、緊急輸入制限措置、GATS、DSU、政府調達等、大半の協定に及ぶ。

2001 年 11 月、MOFTEC は国際貿易関係司に変え、世界貿易組織司 (WTO 司) 並びにその下部機関として中国政府世貿組織通報諮詢局 (通報・照会等担当) および進出口公平貿易局 (AD、CVD、DS 等担当) を新設した。WTO 司のスタッフは、総勢 50 名程度である。中国政府は国内規則等の整備を実施中であるが、WTO 司は其中で対外貿易政策面において、WTO 協定に整合する国内関連政策の検討、立案、実施を担当している。加盟議定書上の義務履行のために、WTO 照会所として世貿組織通報諮詢局が新設されたものの、内外の政府・企業から寄せられる多数の質問をさばききれず、運用面での課題は多い。WTO に関する事項の衆知を図るための国内における研修の実施も MOFTEC の重要な任務の一つとして位置付けられており、人事局 (Human Resource Department) が研修業務を担当している。

#### 2) 国家経済貿易委員会

国家経済貿易委員会は、鉱工業、機械、冶金、紡績、石油化学、商業取引等の広範な国内産業を所轄しており、産業政策策定、綜合法規の策定と実施を担当する。各種業界団体は、同委員会によって垂直管理されているが、企業の直接管理は行なわない。

同委員会は、WTO 協定の中では、TRIMs 協定、アンチダンピング協定を管轄する。委員会内に

存在する 20 以上の司に WTO 関連業務が分散しているが、取りまとめは対外経済協調司が行う。加盟議定書の実施に当たり、工業製品の輸入手続き及び関税評価の変更、関税割当及び数量制限の撤廃が急務である。例えば、これまで採用されてきた「事前輸入許可制」を「事後届出制」に改める必要があるが、そのためのシステム改善が早急に必要とされている。

同委員会は、国家発展計画委員会、MOFTEC の協力を得て、外資系企業の参入に係る「産業投資ガイドライン」を作成したが、その中で自動車産業等、多くの分野で政策及び法制度を見直している<sup>6</sup>。流通（卸売り・小売り）分野も対策が急がれる分野であり、外資参入に関する法律改正が望まれる。従来、外商投資産業投資リストにおいて、外資導入に際して各産業を奨励、許可、制限、禁止の 4 カテゴリーに分類の上、投資の認可を行ってきたが、これについても見直しが必要となっている。中国国内の各企業が行う技術改革・投資に対する補助金も WTO 協定との整合性を考慮し、見直しが求められる。

同委員会は WTO 加盟に関連し、他の省庁が着手する法・規制、政策の見直しにかかる助言及び資料提供も行う。例えば TBT においては、AQSIQ が法律の制定や国際的な協議を担当するが、同委員会はそれに対して助言、資料提供を行っている。また、MOFTEC が主体となって対応する紛争処理案件においても、同委員会は資料提供等を通して一部協力する。AD に関しては、MOFTEC がダンピングマージンを計算するにあたり、同委員会内に新設された「国内産業損害調査局」が中国経済全体に与える損害の算定を行うことになっている。

### 3) 海関総署

海関総署は、WTO 協定中、関税評価に関する協定、原産地規則に関する協定、TBT 協定、TRIPS 協定（水際管理）、AD 協定（海外調査及び課税実施）、市場アクセス（関税引き下げ）を所轄する。関税問題に関連して、貿易円滑化、世界関税機構での作業にも関与する。中国の WTO 加盟に際して海関総署も他の関連省庁同様、多くの課題に直面しているため、2001 年 9 月に海関総署内に WTO オフィスを設置した（メンバーは、主任を含む 4 名）。海関総署が所轄する WTO 協定の実施に係る国内法の整備は概ね終了しており、現在の課題は、実施を円滑化するための人材育成に絞られている。

### 4) 国家知識産権局

国家知識産権局は、特許、実用新案、意匠、半導体集積回路の回路配置に関する業務を担当し、WIPO を始めとする国際的な IPR 関連業務も管轄している。（著作権は国家版權局、商標は国家工商行政管理局、水際取締は海関総署によって所轄されている。）TRIPS 協定履行に関する対 WTO 窓口は MOFTEC が務める。他の IPR 関連機関とは、協力に向けた特定の組織体制は存在しないが、日常的な交流はあり、協力関係が確保されている。

国家知識産権局の直属機関である「専利局」が特許出願の受付、審査、審判、登録等の実務を行う。また、下部組織として「中国専利情報センター」、「専利文献出版社」、「中国専利報社」、「中国知識産権研究センター」、「専利法研究所」を持つ。國務院の批准によって中国知識産権培訓中心と呼ばれるトレーニング・センターが設立され、IPR 全般に関する研修を行っている。職員数は 40

<sup>6</sup> 例えば、自動車産業では従来、外資系企業の合弁設立認可条件として、国産部品の優先的選択、国産化率に応じた優遇関税率の適応等、禁止 TRIMs 措置が採用されてきた。

名、講師は政府機関の職員が務める。WIPO、EUの支援も当センターで一部実施されている。知的財産権の管理・保護意識の向上は、外資系企業誘致に向けた投資環境整備に繋がる重要な問題であると認識しているため、企業における知的財産権管理部門の設立と専門家育成等の企業への啓蒙活動を開始したが、ニーズに比べアウトリーチは限られており、課題は多い。

#### 5) 国家工商行政管理局

国家工商行政管理局は国务院の管理の下で、企業・商店の営業許可、企業名称の登録、消費者保護、各種市場の管理等を通して市場の管理及び行政指導活動を行う。主な職責は、(1) 市場アクセスへの許可（企業への営業ライセンスの付与）、(2) 市場取引（契約の管理）、(3) 市場競争（独占防止、不正競争行為の防止、消費者保護）、(4) 商標権の保護である。国家工商行政管理局の一部局である「商標局」が、商標に関する業務を管轄する。

WTO協定の枠組みで分類すると、(1) TRIMs協定に関しては市場アクセスへの許可（企業登録局、外資系企業投資登録局、個人経営監督局）、(2) TRIPS協定に関しては商標の登録と管理（商標局、商標評審委員会）、(3) 独占・不正競争行為の監視（市場公平交易司、市場規範管理司、広告監督管理司、消費者權益保護局）となる。市場公平交易司及び消費者權益保護局では知的財産権侵害品の取締り業務も担当する。

国家工商行政管理局の組織は、中央から地方まで5つのレベルから成る。(1) 国家工商行政管理局、(2) 省の工商行政管理局、(3) 地区・市の工商行政管理局、(4) 県の工商行政管理局、(5) 県の工商行政管理所（3万箇所以上）。中央から省に対して法規制定等に関する全般的な指導を行っており、その下のレベルは省が直接管理する形態を取っている。全国の総職員数は48万人である。

同局はWTO協定整合化に向けて既存の法律の撤廃、改正及び新規法律の策定作業を行ってきている。TRIPS協定に関連して商標法を改正し（2001年12月1日発効）、商標構成要素の拡大、著名商標保護規定の追加、商標評審委員会の決定に対する司法審査の導入が行われた。実施細則等の付属書類は現在策定中である。TRIMs協定に関しては、合作経営企業法、外資企業法、合資経営企業法、商事登記法等の改正作業が行われ、中国市場への参入基準の緩和が促進されている。競争制度の整備に向けては、不正競争防止法の改正が既に実施され、経済貿易委員会と共に独占禁止法の改正作業に従事している。広告法、契約法、消費者保護法の一部も現在改訂過程にある。

#### 6) その他の知的財産権関連機関

国家版權局が著作権に関する業務を管轄し、傘下に「中国著作権保護センター」を持つ。地方人民政府の版權処理機関が担当地域において発生した著作権侵害事件の調査及び処理業務を担当する。海関総局が水際取締りを担当し、国家質量監督檢驗檢疫総局が消費者保護の立場から、製品品質法によりニセモノ取締りで重要な役割を果たす。

1999年7月時点では、知識産権廷のある裁判所として、最高人民法院、高級人民法院（北京市、上海市、天津市等10ヶ所）、中級人民法院（北京市第一中級人民法院等、22ヶ所）、基層人民法院（北京市海淀区基層人民法院等、5ヶ所）がある。

#### 7) AQSIQ

AQSIQは、2001年4月10日に、基準・認証制度の一元化によるWTO協定整合的な制度の実現

に向けて、品質基準を管轄する「国家質量技術監督局」と、動植物検疫及び商品検査を管轄する「国家出入境検疫検疫局」の合併により新設された。16の司と2つの国家委員会（認証・認定委員会、標準化委員会）を有する。関係する WTO 協定は TBT、SPS、船積み前検査、原産地規則及び検査官サービス（GATS 協定の自由職業サービス）である。SPS 協定に関しては、動植物検疫と食品安全性に関して2つの司がそれぞれ担当する。AQSIQ の傘下には、中国全土に35の支部（内、本土に31）があり、その下に200以上の事務所が存在する。31の支部において、出入管理及び国内規格・検疫の管理を行っている。

TBT 及び SPS 協定履行にあたり、AQSIQ は輸出入、出入国、食品安全、標準化、製造管理等、計7つの国内法実施及び、各々に対応する規則、詳細を定める同総局の decree（省政令レベル）の実施に関して責任を負う。また、中国には多数の認証機関が存在するが、AQSIQ はその活動を監督する。TBT 協定に係る通報は、AQSIQ の責任で行われる。強制規格、任意規格及び適合性評価手続きが国際標準に整合的であるか否かについても AQSIQ によって監督される。TBT 協定に関する照会所も AQSIQ にあり、AQSIQ 内の Researching Center on International Inspection, Standards & Technical Regulation（国際検疫・基準・強制規格調査センター、仮訳）に質問が接到し、これが担当部署に振り分けられることになっている。

WTO 加盟交渉に際しては、AQSIQ が TBT・SPS 協定関連の二国間交渉を担当した。また、今後、国内の基準策定に際して、中央・地方政府はドラフト段階で AQSIQ による確認が必要になる等、AQSIQ の役割は大きくなると思われる。

#### 8) 科学技術部

科学技術部は JICA の対中国技術協力窓口であるとともに、経済特区を所轄し、経済特区における WTO 整合性に関して責任を負う。現在中国では国家レベルの経済特区（科学技術パーク）が53区あり、各経済特区が権限を有する。

#### 9) 国家発展計画委員会

国家発展計画委員会は、中国のマクロ経済問題を所管している。WTO 加盟交渉時の国内協議には一貫して参加しており、中国 WTO 加盟委員会の主要メンバーでもある。WTO に関連する業務としては（1）マクロ経済政策の立案、（2）中国の産業発展にかかる問題の検討、（3）税収の割り当ての検討、（4）加盟後のマクロ経済・社会発展に関する影響に関する研究（国務院からの委託）がある。なお、同委員会がマクロ経済の発展についての影響を所管するのに対し、経済貿易委員会は各産業、個別企業の発展にかかる事項を観る。

WTO 加盟に当たり、（1）WTO 統合的な法律の整備、（2）各行政機能の見直し（行政機能については済み）、（3）当委員会傘下各機関の所管業務の再検討、（4）農産物の関税割り当ての検討等の課題が生じた。今後、WTO 各協定の内、知的財産権、アンチダンピング、相殺関税、政府調達についての能力向上が必要となるが、同委員会はこれら各協定の履行に対し、マクロ政策の観点からアドバイスを行うことになる。

#### (2) 関連省庁連絡・連携体制（ジュネーブ、関連省庁間）

MOFTEC が担当窓口となり、10名以上のスタッフを擁する在ジュネーブ WTO 代表部と日常的

な情報のやりとりを行なう。また、省庁間調整に関しては、一義的には MOFTEC が中心となり、交渉時には国内に委員会を設けて対応を立案・実施した。複数の分野については、他の機関への権限委譲が進んでおり、TBT/SPS 等対 WTO 通報も他機関主導にて行われるものもある。

## 2.5 他ドナーの活動状況

オーストラリア国際開発庁 (AusAID)、カナダ国際開発庁 (CIDA)、欧州連合 (EU) が、中国における WTO 関連協力の主要なドナーとして挙げられる。本分野の支援の歴史は比較的浅く、現段階ではドナー間の深刻な支援の重複は見られない。しかし、多くのドナーが本分野の支援に関心を示しており、協力プログラムの数は増加の兆しが見える。既に、WTO 窓口機関である MOFTEC が、既存の協力プログラムを実施していくだけで精いっぱいになっており、将来的に協力プログラムの受け入れに際し、人員不足になるだろとの指摘もある。従って、将来的には、関係諸機関を幅広く巻き込んだ形での案件形成の必要性が高まる可能性が高い。

次頁以降で、現在実施されている本分野における各ドナーの支援活動を概観する。



表 2-5 他ドナーによる支援プログラム

協定	世界銀行	UNDP	オーストラリア (AusAID)	カナダ (CIDA)	EU	米国 (官・民)
WTO 全般	WTO 加盟支援 (対外貿易経済合作部を対象とした人材育成)	SME 振興 (WTO 加盟後の競争の激化による失業増への対応として)	4 年間に渡る経済海外貿易研修プログラム (EFTT) で WTO 体制・貿易実務の研修、共同研究等を実施	2002 年から WTO キャパシテビルディング・プログラムを予定 (MOFTEC 及びその他関連機関対象)	WTO 加盟支援 (対外貿易経済合作部対象)	アトリチ活動 (1 ヶ月の米国視察等)
	WTO 貿易政策の貧困層への影響に関する調査	NGO 等への人材育成	研修能力構築支援 (EFTT の枠組みで)			民間企業による各種支援 (企業による交換プログラム・大学における独自の研修コースの実施等)
						地方政府間の交流活動 (米国の大学への派遣、実務訓練等)
						WTO 広報活動
						WTO 概論に関する遠隔教育 (上海大学)
						米中大学間の共同研究
AD	調査及びセミナー					
GATS			金融、会計、保険、建設のワークショップ			

			(EFTT)			
TRIMs				自動車・ハイテク産業に関する共同調査		
TRIPS	TRIPS 協定実施に向けたガイドラインの策定及びセミナー				シンポジウム開催及びヨーロッパ視察	
農業		農業セクター（特に北部の種子産業）再構築支援	農業協定のワークショップ（EFTT）	漁業に関する知識移転		
				繊維産業の知識移転		
SPS			SPS 協定のワークショップ（EFTT）			農産品ハイテクノロジーに関する米国研修
DSU						法律専門家による紛争処理研修
貿易円滑化		税関の能力強化	税関に関するワークショップ（EFTT の枠組みで）			上海モデルポート案件（税関機械化、職員研修）

注：日程調整の関係上 EU へのヒアリングが実現しなかったため、EU 分の記載は関係機関から収集した情報に基づいている。

## (1) オーストラリア

AusAID は、対中国の貿易関連支援として 1998 年から 4 年間に渡る Economics and Foreign Trade Training Project (EFTT) を実施している。6~7 年前にオーストラリア首相が中国に支援を呼びかけたことに端を発し、アデレード大学への留学生受け入れの傍らで案件形成を行なった。9 ヶ月の研修コースにこれまで 48 名の留学生を受け入れており、その中には現在 MOFTEC WTO 司の副局長となり、AusAID 支援の窓口を務める人材もいる。AusAID としては若いスタッフに力点を置いて、受け入れを行なっている。

EFTT は 1) 一般的な GATT/WTO 教育プログラム、2) 海外貿易実施能力開発、3) 特定の協定実施支援、4) 共同調査プロジェクト、5) 研修能力の構築、の 5 分野から成る。3) では税関、農業、SPS、GATS (銀行・金融、会計、保険、建設等) の理解促進を目指すワークショップ及び翻訳を実施する等、各プログラムで様々な支援を実施している。4) では、北京大学や人民大学等の MOFTEC がテーマに応じて紹介したカウンターパートと一緒に、保険、環境、証券、地域協力、通信分野で各 1 年間の共同研究を実施しており、調査結果を 2002 年春頃に中国語・英語の報告書として出版する予定である。AusAID では、中国側と「共同研究」の概念についてのすり合わせが困難だったために、案件開始前の実施体制に関する交渉に 1 年間程度の時間をかけている。

## (2) カナダ

CIDA は現在、1) Public Policy Options Program (PPOP)、2) Public Sector Reform Program (PSRP) で WTO 関連の支援を実施している。PPOP は中央・地方政府の政策改善そのものを支援目的とし、PSRP は政策支援と共にキャパシティ・ビルディングを行うことを目的とする。PPOP、PSRP 自体は多くのセクターをカバーするプログラムであり、WTO だけにフォーカスしたものではないが、WTO 関連支援は各 2 件実施されている。CIDA の案件採択における基本的スタンスとして、中国側のニーズとカナダの強みが合致した部分に焦点を当てるということが挙げられる。

PPOP では 1 年間の政策研究が実施され、カナダ側の予算は 20 万カナダドルで、ローカル・コスト (スタッフ・タイム、セミナー会場費等は中国側が負担する。調査終了後、政策提言は中国政府に提出され、法律・規則の草案作りに生かされる。自動車産業に関する調査は既に終了し、カナダのカールトン大学 Center for Trade Policy and Law スタッフが現地調査 1 回とセミナー 1 回を経て中国側と共同で報告書を作成した。現在、国家発展計画委員会をカウンターパートにハイテク産業に関する調査を実施され、調査結果は中国の第 10 次 5 年計画策定に反映された。

PSRP では 2 年間の協力プログラム (30 万カナダドル) を実施する。現在、農業省傘下の Chinese Academy of Fishery と共に漁業政策に関するプログラム、MOFTEC と共に繊維産業に関するプログラムを実施している。PSRP の人材育成プログラムは現地調査、ワークショップ・セミナー、3 ヶ月~1 年のカナダ長期研修、カナダへのスタディ・ツアーから成る。

CIDA としては今後、MOFTEC をカウンターパートとし、その他の WTO に関係する全ての政府機関 (国家経済貿易委員会、国家発展計画委員会等) を対象とした WTO キャパシティ・ビルディング・プログラムを 2002 年から開始する予定である。テーマ及びプログラムの詳細は未定だが、ケーススタディや共同研究を行う予定であり、ケーススタディのテーマの候補として AD、DS を想定している。また、WTO 農業プログラムという新プログラムも開始する予定である。

### (3) EU

EUは現在、WTO 関連分野において最も大規模な支援を展開している。中国の世界経済への統合と WTO 加盟、加盟に伴う義務の履行と移行期のサポートを目的として、中国の WTO 加盟に向けた EU-中国プログラム (EU-China Programme for China's Accession to WTO) と呼ばれるパッケージ・プログラムを実施中である。MOFTEC 及びその他の関連機関を対象に 1) キャパシティ・ビルディング及び組織強化、2) WTO に係る専門的な政策・経済・法律面でのアドバイス、(3) 認識の向上、4) 資料・翻訳・情報の配布、の 4 つのプログラムを通して人材育成を行ない、中国側のニーズに合わせて、農業、TBT、SPS、アンチダンピング、DSU、補助金及び相殺関税、セーフガード、国家貿易、GATS、TRIMs、競争政策、環境、知的財産権等、幅広い分野からテーマが選ばれる。支援は、研修 (国際会議、セミナー、ワークショップ等)、調査、政策改革提言等の形で行なわれている。

知的財産権の分野でも、EU は審査官、税関職員、裁判官及び民間セクターを対象とした包括的かつ大規模な支援プログラムを実施している。ドイツ特許庁は、従来からこの分野での対中支援に熱心であったが、現在は EU 全体で取組んでいる模様である。知的財産権の分野では、EU に留まらず、米、英、ドイツ、カナダ、オーストラリア等の大使館の知的財産権担当者が連携し、WTO におけるレビュープロセスに向けて情報収集を進めようとする動きがある。

### (4) 米国

米国では、キャパシティ・ビルディング活動を「アウト・リーチ活動」と呼んでいる種々の活動の一部として行っている。「WTO 研修」と冠するわけではないが、加盟準備段階のタイミングから各活動における WTO に関係する部分を拡充しており、例えば、International Visitors' Program において、年間 100 名程度を 1 ヶ月程度米国に招聘している。政府関係者のみならず、放送関係、文化人、報道関係者等が対象となり、その中には IPR、税関、金融関係者等も含まれ、米国の現場を視察・研修する内容を盛り込んでいる。

米国では、1989 年の対中経済制裁以降、米国国際開発庁 (USAID) の拠点を中国に置いていないが、他方で、民間企業等が主体となり、WTO に関連する支援活動を展開している。具体的には、NASDAQ やウォールストリートジャーナルが交換プログラムを行っている。地方政府同士の交流も行われており、例えば、財務省が中国の 6 地方政府の財務担当者を約半年間招聘し、ピッツバーグ大学における 2~3 ヶ月程度の研修の後、 sacrament、スプリングフィールド等の米国州政府において地方政府の研修に当たらせるプログラムを実施している。この他にも、州政府、企業 (メリルリンチ等) が政府-企業間の人材交流を行っている。

最近、経済制裁以降 10 数年ぶりに商務省傘下の Trade Development Agency 事務所が北京に再開設され、10 件の協力プロジェクトを行っている。総予算は 6~7 百万ドル程度であり、WTO に関する案件は以下の通りである。

#### 1) 上海モデルポート・プロジェクト

上海税関にコンピュータシステムを導入し、輸入の円滑化に寄与するものである。関税官の研修を通じた知的財産権に関する側面も含まれる。モノの取引の水際での円滑化、スピードアップを図るものであり、民間企業がコンピュータの提供などを行うほか、エクスプレス・デリバリーの強化のために、フェデックス社も協賛している。今後、天津、広州等、他の港湾においても同様のプロジェクトを展開する方向である。

## 2) バイオ・テクノロジー研修

大豆、とうもろこし等の農産品に関するバイオテクノロジー研修を2カ年の計画で実施している。20~30名程度の食品規制当局、食品安全当局の担当者を米国に招聘し、3週間に渡って、米国食品・薬品庁等の現場の見学を行なう。遺伝子組み替えに関する問題も取扱い、SPS、補助金問題等、WTO関係の能力強化もその一環である。化学食品添加物の増値税に関しても取り扱っている。

## 3) 法律専門家による紛争処理研修

WTO並びに米国の法律事務所から公使を招聘し、深センにおいてWTOの紛争処理案件に関する3日間程度の研修を行った。MOFTECより12名、その他に上海等からも含め、法務関係者が参加している。

## 4) WTOに関する広報活動

Foreign Commercial Servicesが数百万ドル出資し、専門家を中国各地に派遣し、WTOの意義や規定の大枠について税関担当者を含む地方政府行政官等に講義する。

## 5) WTOに関する遠隔教育の展開

上海大学の教授が、双方向対話可能な12コマから成るWTOの概説CD-ROMを中国語で作成した。原則的に大学のコースの一つとして位置付けられるが、行政官も利用可能である。また、WTOに関連する英文の書籍約150冊(うち、何冊かは中国語に翻訳したもの)を上海大学に寄贈した。

## (5) 世界銀行

世界銀行は、(1)マクロ経済、(2)WTO加盟後の適応、(3)地域開発(4)インフラ分野における持続可能な開発の4分野に焦点を置いて支援を実施している。1980年の投資体制の開放や1992年の貿易体制の開放など一連の流れの中で継続的に自由化支援を行ってきているため、WTO加盟を経過点の一つとして捉えている。貿易・投資の自由化問題を直接的に扱うプログラムは少ないが、大半のプログラムで間接的に関係している。

WTOに直接的に関係する案件としては、1996年~2001年3月にMOFTECを対象に実施した「WTO加盟支援グラント」が挙げられる。交渉能力強化、照会窓口の組織能力構築等の支援を行うと共に、SG、AD、競争、産業政策、投資等を取り上げて人材育成を行った。

調査プログラムとしては、「WTO貿易政策及び貧困プログラム(WTO Trade Policy and Poverty Program)」を持つ。本調査は現在最終段階にあり、ワークショップの実施後、2002年3月までに報告書がまとめられる予定である。ここでは(1)WTO協定全般が中国社会に与える影響、(2)G-TAPモデルを活用した個別セクター(テレコム、金融、自動車、ロジスティックス)へのインパクトの定量分析(上海、広州、重慶等を選定しケーススタディを実施)、(3)貧困及び不平等への影響、(4)貧困層や母子家庭等における家計への影響の4調査を行った。本プログラムのカウンターパートは、State Council Development Research Center、State Council Office of Restructuring of Economic System、国家経済貿易委員会、National Bureau of Statistics、国家発展計画委員会、MOFTECが務めている。本プログラムのコスト(約30万米ドル)はDFID(英)と世銀により折半されている。

なお、上述の案件の他にも、WTO加盟による輸出保護区の変容がFDIや通貨管理にどのような影響を与えるか等、様々な研究がなされている。また、(1)大規模な会議、(2)ワークショップ/セミナー、(3)遠隔教育の3方式で人材育成活動を実施している。

## (6) 国連開発計画(UNDP)

UNDP では WTO 協定履行そのものを支援するのではなく、WTO 加盟による弱者へのダメージを最小限にすることを目的とした支援を実施している。従って、貿易制度や競争力のある産業への支援はなく、農業等の中国で最も脆弱な産業に焦点を当てている。

最近承認されたプロジェクトとして、農業セクター（特に北部地域での種子産業農家）の再構築を支援する案件がある。北部地域における種子産業の国内価格は国際価格とのギャップが大きく、外国産種子の市場参入によって大きな損害を受けることが予想される。技術水準を向上させて競争力を付けると共に、今後 WTO ルールの元で導入が許される補助金等の保護制度をいかに活用し、産業政策を構築するかが課題であり、この部分に焦点を当てる。

最近第 1 フェーズが終了した中小企業振興案件では、WTO 加盟による競争の激化がもたらす失業者の増大に対応することを目的のひとつに据えて、small credit fund を創設した。第 2 フェーズについては現在計画中である。2002 年から開始が予定されている「市場経済促進に向けた人材育成及びキャパシティ・ビルディング案件、Human Resource Development and Capacity Building for Promoting Market Economy」では、NGO を対象とした人材育成プログラムを実施する予定である。

## 2.6 我が国産業界の関心の所在

我が国産業界の中国に対する関心は高く、貿易投資等に関し、多岐にわたる問題点が従前より指摘されてきた。こうした問題点の多くは、WTO 加盟時の約束に基づく国内法制度改革によって大幅な改善が期待される。我が国産業界が指摘してきた問題点を WTO に関連する各分野別に整理すると次の通りである。

### (1) 全般

#### 1) 外資企業（製造、サービス共）に対する内国民待遇の確保

中国では従来、外国投資プロジェクトは原則的に奨励業種、許可業種、制限業種、禁止業種に分けられ、内奨励業種、制限業種、禁止業種がガイドラインに列挙されてきた。禁止業種は、安全保障、環境、国家計画の観点から、13 業種 30 項目が外国投資を禁止されている。制限業種は、国内産業保護、奢侈品または大量の製品・原材料輸入の制限等の観点から、条件付または段階的に外資に解放することとなっている。

具体的には、自動車製造業の許認可基準が明確でなく、外資が 50%以下に制限されている等の問題点が挙げられる。また、繊維産業においては、100%外資が認められていない他、従来規制のなかった分野に突然規制が導入されるケースがある。<sup>7</sup>

#### 2) 制度・法令等の改廃における透明性の確保

中国進出企業は公報で発表される以外の法律や法規の突然の改廃に対して、スムーズな対応がとれないことが多い。制度・法令の改廃に関する事前の周知期間と異議申立て制度の確立が必要である。<sup>8</sup>また、担当官庁によって法・規制の解釈が異なる場合がある。<sup>9</sup>

<sup>7</sup> 日本機械輸出組合／貿易・投資円滑化ビジネス協議会「2001年版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」2001年7月

<sup>8</sup> 経済団体連合会「21世紀の日中関係を考える」2001年2月（および経団連事務局担当者への聴取）

<sup>9</sup> 日本機械輸出組合、前掲。

## (2) TRIMs および投資関連

### 1) 国産化率、現地調達率（いわゆる「ローカルコンテンツ」）の義務付けの撤廃

国産化率、現地部品調達率を進出時の許可条件とするケースがある。部品調達に関して、同一の調達条件の場合、中国製部品を優先的に使用する旨の文章を合弁契約に入れることを要請される。<sup>10</sup>

### 2) 国産化率と輸入関税率のリンクの撤廃

国産化率の達成と部品の輸入関税率をリンクさせているケースがある。例えば、電子計算機部品等の輸入に関して、中国内での組み立てにおける国産化率が40%以下の場合、完成品の関税率を適用され、完成品としての安全規格取得が必要となっている。<sup>11</sup>

### 3) 現地国営保険会社への付保義務の撤廃

工事保険、第三者賠償責任保険等を付保する場合、現地国営保険会社への付保が義務づけられているが、現地保険会社の保険金支払い実績に疑問がある場合がある。<sup>12</sup>

## (3) 物品貿易関連

### 1) 高関税の改善

原材料、部品に高関税がかけられるため、現地生産によるコストメリットを製品価格に反映できない。関税率が定まっているにも関わらず、徴収額が不明確な場合がある。（例えばVTR及び同部品、ラジカセ、CTV、カメラ及び同部品、半導体、移動クレーン、バッテリーフォークリフト、繊維設備、自動車部品が高率なものとして挙げられる）。高関税のため、結局、密輸品、並行輸入品が多くなり、成城な販売活動の障害となる。<sup>13</sup>

### 2) 輸入許可制度、輸入割当制度の撤廃。

VTR、ラジカセ、CTV、CTR等の民生電子機器及びカメラ、自動車、ディーゼルエンジン、紡績機、機械、繊維、綿等の輸入については、輸入許可・割当制度がある。<sup>14</sup>鉄鋼輸入規制の撤廃或いは十分な輸入ライセンスの発給を求める。<sup>15</sup>

### 3) 貿易手続きの円滑化

課税対象の明確化、関税額の不整合等の改善、貿易手続きの簡素化を通じた通関遅延の改善を求める。<sup>16</sup>

### 4) 外国貿易権の制約の撤廃

外資製造企業への貿易権制約撤廃を望む。また、会社設立、代理店契約に関する中国側公式ルールの開示を求める。<sup>17</sup>

## (4) TBT 協定・基準認証関係

<sup>10</sup> 日本機械輸出組合、前掲。

<sup>11</sup> 日本機械輸出組合、経済団体連合会、前掲。

<sup>12</sup> 日本機械輸出組合、経済団体連合会、前掲。

<sup>13</sup> 日本機械輸出組合、前掲。

<sup>14</sup> 日本機械輸出組合、前掲。

<sup>15</sup> 日中投資促進機構ホームページ、日本機械輸出組合、前掲。

<sup>16</sup> 日本機械輸出組合、前掲。

<sup>17</sup> 日本機械輸出組合、前掲。

## 1) 二重安全認証制度の統一

MOFTEC 中国進出口商品検査局 (CCIB) の安全認証、国家経済貿易委員会 国家質量技術監督局 (現 AQSIQ) の電工製品に関する安全認証制度 (長城マーク又は CCBE) が実質的に並存する。<sup>18</sup> また、CCIB 認証検査の工程の煩雑さが問題。<sup>19</sup>

## 2) 認定手続きの不透明性の改善

車両の形式認定の諸手続きにおいて、申請方法と審査方法が不明確。<sup>20</sup>

## (5) アンチ・ダンピング調査手続きの改善と実施細則制定

調査対象期間 (価格調査・損害調査) の明確化及び一貫性、ダンピング・マージンの算定方法の開示、透明性の確保、実地検証手続及び透明性の強化、実施細則の制定が望まれる。<sup>21</sup>

## (6) TRIPS 協定関連

知的財産権保護に関する審査・監督の徹底 (ブランド・デザインの盗用への対応強化)

ニセ物、コピー製品等は、密輸と同様の厳格な取り締まりを望む。また、輸入品の基準認証に際して課される重複検査は、早急に改善されるべきである。<sup>22</sup>

中国企業による外国企業のブランドやデザインなどの盗用は以前から横行しているが、最近、新しい手口として、日本に著名企業の名称に類似したペーパーカンパニーを設立・登記し、その会社から商標使用权を得る形をとることにより、その著名企業の商標に類似した製品を堂々と販売している事例がある。<sup>23</sup>

中央政府は知的財産権の問題を認識しているが、実際に取り締まる地方当局の動きが鈍い。中央政府から地方関係機関に対して取り締まりを徹底するための指示を希望。<sup>24</sup>

法律との整合性の取れた運用を行うよう要請する。不正競争行為の禁止への迅速な法的措置の確立、公正な審査基準による商標法の運用、関係機関の強化充実と公正な流通秩序保護の取組みを望む。損害賠償訴訟の裁判手続の簡素化、全国一律の基準での運用、TRIPS 協定のエンフォースメントとその手続の透明性と実効性の確保を希望する。<sup>25</sup>

## (7) GATS 関連

### 1) サービス全般における内国民待遇保証・外資規制緩和

通信、建設、流通、環境、金融、運輸の各サービス分野において、外資出資比率規制の緩和・撤

<sup>18</sup> CCBE は国内及び外国企業に取得が義務づけられており、取得条件も同じである。他方、CCIB によるマークは、外国企業が取得を義務付けられている製品を中国国内へ輸出版売する際にのみ必要となる。中国国内企業による取得は不要。

<sup>19</sup> 日本機械輸出組合、前掲。

<sup>20</sup> 日本機械輸出組合、前掲。

<sup>21</sup> 日本機械輸出組合、前掲。

<sup>22</sup> 経済団体連合会、前掲。

<sup>23</sup> 日本機械輸出組合、前掲。

<sup>24</sup> 日中投資促進機構、前掲。

<sup>25</sup> 日本機械輸出組合、前掲。



廃を要望する。<sup>26</sup>また、「傘型企业」が各種サービスを行う際の出資規制の撤廃、金融面での規制緩和等の実施を希望する。<sup>27</sup>

2) 金融サービス分野における、①国際的金融慣行の遵守、②日系保険会社に対する営業認可、③外資系企業への社債発行サービスの開放等。

①一部の地方金融機関の不透明な破綻処理等により、多くの国際的な金融機関や外資系リース会社が悪影響を被った。今後、国際的な金融取引慣行が遵守されることを切望する。

②保険分野に関しては、欧米と比べ日本の保険会社への営業認可が少なく、バランスを欠いており、早期の認可付与を望む。③国債・社債とも流通市場の規模が小さく、効率的で流動性の高い流通市場の育成が必要である。社債の発行は認可事項とされ、格付け制度も整っていない。外資企業の資金調達ルート拡大のために、外資企業による社債発行を可能とすべきである。<sup>28</sup>

3) 流通サービスの強化・物流の効率化

中国での事業展開に際して、物流がボトルネックになっている。輸送や保管に際して IT を活用した統合管理を行ない、ロスを最小限に抑えると共に、効率化を図るべきである。<sup>29</sup>

4) その他インフラサービスの強化

内陸部への直接投資を誘致するためには、外資企業が活動しやすいように、インフラ整備を強力に進め、投資環境を改善することが不可欠である。特に、ソフト面の整備、沿海部と内陸部を結ぶ通信、物流、エネルギー等のインフラ整備が重要である。<sup>30</sup>

### 3. WTO 協定実施に向けた課題と改善方法

#### 3.1 今後の協力にあたり優先度の高い課題

中国の WTO 関係各機関は、協定の理解について既に比較的高いレベルにあるが、加盟時の約束を履行していく段階では国内的に様々な変革を迫られるため、実施面の課題は多い。従って、諸協定の国内産業に及ぼす影響、WTO システムに対応した政府の政策・施策のあり方、法律を含む制度の改編、民間企業サイドにおける対策、今後の WTO 交渉の行方等への関心が高い。現在、WTO 加盟に伴う法令整備が急速に行なわれており、その実施に向けて人材育成の重要性が認識されている。特に、GATS、TRIPS、TBT、農業、産業に与える影響評価、ドーハで合意された新ラウンドで扱われるアジェンダ、並びに、貿易と投資、貿易と競争、貿易円滑化及び貿易と環境といったいわゆるニューイシュー（シンガポール・アジェンダ）について強いニーズが提示されている。

中国側から寄せられた主なニーズは、次頁の表の通りである。

<sup>26</sup> 経済団体連合会、日本機械輸出組合、前掲。

<sup>27</sup> 日中投資促進機構、前掲。

<sup>28</sup> 経済団体連合会、前掲。

<sup>29</sup> 経済団体連合会、前掲。

<sup>30</sup> 経済団体連合会、日本機械輸出組合、前掲。

表 2-6 協定別支援ニーズ一覧

協定	要請機関名	支援ニーズの概要	支援形態
WTO 全般	MOFTEC	世貿組織通報諮詢局の照会業務に関する現状の把握	○
		日本の専門家による WTO 貿易諮問グループの設置	▲
GATS	MOFTEC	統計、観光、教育、医療に関する国別特設研修の実施	○
		金融、電信、専門職種、流通産業に関する共同研究	◎
		GATS に関する 3 ヶ月の長期研修	○
DSU	MOFTEC	DS に関する手続き及びケーススタディ	○ ●
TBT・SPS	AQSIQ	強制規格制定プロセス及び紛争への対応に関する知識移転	○ ●
		国際標準化活動のプロセス及び戦略	○ ●
		適合性評価に関する知識移転	○ ●
		通報に関する日本の経験の共有	○ ●
TRIPS	MOFTEC	知的財産権に関する共同研究	◎
	国家知識産権局	TRIPS 協定及び最近の動き（医薬品特許等）を理解するための研修	●
		実施機関（税関、裁判所、地方政府）を対象とした研修	●
		企業への IPR 管理・保護意識向上のための研修	●
		特許審査期間短縮のための人材育成（特にハイテク分野）	●
		全国規模での人材育成・普及啓発活動	●
国家工商行政管理局	商標及び商標管理機械化の枠組みを理解するための研修	○	
TRIMs	国家工商行政管理局	市場アクセスに関する知識移転	○
補助金	国家経済貿易委員会	産業補助金に関する知識向上	
関税評価	海関総署	WTO 協定一般の知識向上	○ ●

		関税評価協定の実施に関する知識の向上	○ ●
		貿易円滑化のルール化の影響・知識の向上	
AD	MOFTEC	ADに関する研修	
農業	MOFTEC	農業産業育成政策（農業セクターの能力向上）	
ニューイシュー	MOFTEC	貿易と環境、競争に関する知識移転	○ ●
（投資のみ別途以下に記載）	国家工商行政管理局	競争政策に関する知識移転	○
投資	MOFTEC	投資に関する国別特設研修の実ルール化の促進・知識の向上	○
		投資に関する共同研究	◎
	国家経済貿易委員会	投資（石油化学、冶金）に関する共同研究	◎

注： ○日本における研修、●中国国内でのセミナー／研修、◎共同研究、▲日本の専門家によるアドバイス

MOFTEC 及び他の WTO 関係各機関との協議に基づき、優先度の高い課題として、以下が挙げられる。

(1) MOFTEC 及び WTO 関係機関の能力強化

MOFTEC 内 WTO 交渉当事者のキャパシティ・ビルディング、他省庁 WTO 関係者の業務実施能力の向上、同部内人材育成能力の向上、重点課題にかかる知識向上、MOFTEC 内照会所 (inquiry point) の能力向上等。

(2) 特定分野にかかる投資ルールの整備、産業界への影響予測、政策立案能力向上  
特に、金融、電気通信、自由職業、流通産業等。

(3) サービス貿易全般にかかる知識の向上

協定の履行能力向上、交渉への参加能力の向上 (観光、建設等の重点産業の理解向上を含む)、産業政策への反映、法規制の整備等。

(4) 「ニューイシュー」 (投資、競争、貿易円滑化、環境) にかかる知識の向上

(5) DSU の理解促進

具体的な手続、ケーススタディ等。

(6) TRIPS 協定の理解促進、ケーススタディ等

協定内容の理解、医薬品等知的財産権にかかる新規課題の研究、行政官に対するトレーニング、エンフォースメント強化、民間セクターの意識向上、特許審査期間の短縮等。

(7) TBT 協定の実施能力向上

強制規格、標準、適合性評価、通報システム、照会所の能力強化等。

### 3.2 改善方法の検討 (具体的な協力案件案も含む)

WTO 関連支援は、日本国の対中国援助重点分野の大きな柱として位置づけられており、協力の重要性は増していく。従って、限られたリソースを有効活用し、効果を最大限増大させていくためには、WTO 関連の協力をパッケージとして捕らえ、開発調査を中心に据え、研修やその他の協力フレームワークを重層的かつ相互補完的に活用することが有効であると思われる。

3.1 で確認された中国側ニーズ、日・中双方の貿易政策、企業活動の円滑化に対する考慮、我が国の支援リソースの状況を踏まえ、以下の改善方法が相応しいと思われる。

(1) 投資ルールと産業界への影響に関する共同研究

産業を特定し、WTO 協定の実施に伴う主要な国内法改正のレビューをした上で、投資に係る企業規制法が企業活動に与えている影響・規則緩和の影響を調査・予測し、今後の投資政策及び貿易・産業開発政策についての政策提言を行なう。開発調査の枠組みでの支援が相応しいと思われる。なお、調査の過程で関連分野に関する専門知識の向上、調査結果の公表等を目指したセミナー、ワークショップの実施が期待される。なお、中国側は共同研究のアウトプットとして多国間交渉の素材として利用できる政策ペーパーを期待しており、学術的なものの効用は低い。

なお、共同研究のテーマとして、MOFTEC から基準認証を取り上げることも提案されたが、TBT 協定の実施官庁である AQSIQ と十分な意見調整がなされているか確認する必要がある。

(2) 特定分野に関する日本の政策・産業実態の把握を通じた政策立案・実施能力向上

運輸、流通、基準認証については、平成 13 年度以降の国別特設研修で対応することが決定しており、特にサービス統計、観光、教育、医療の 4 分野の要望が新たに表明されている。分野によっては (1) の共同研究との連携も可能と思われる。

(3) 「ニューイシュー」(投資、貿易円滑化、競争、環境等)に関する理解向上

セミナー及び我が国専門家への諮問・対話形式による支援が要請されているため、平成 14 年度連携促進委員会等を活用した講師派遣によるセミナー、ワークショップの実施により対応が可能と思われる。今後、テーマ、タイミング、回数等の実施の詳細を MOFTEC との協議を通して、詰めていく必要がある。

(4) MOFTEC 及び WTO 関係機関の能力強化

MOFTEC 関係者の日本への招聘、日本側関係機関との情報・意見交換等により、人材の能力向上を図るのが有効であると思われる。中長期的には日本の産業界と政府の交流に関して 3 ヶ月程度の研修が要望されており、今後の検討課題となる。

### 3.3 留意事項

(1) 効果的でプレゼンスの高い協力の実施

WTO 加盟支援が対中援助重点分野の大きな柱となっていることに鑑みれば、わが国としてより効果的でプレゼンスの高い協力内容にしていく必要がある。また、WTO 担当窓口である、MOFTEC との関係強化を念頭に置きつつ協力を進めることが肝要と思われる。なお、中国の国家規模に鑑み、多数の協定を取り上げて小人数のセミナーを開催するより、重点テーマに関して重層的な支援を行なうことが、インパクトがあり目に見える協力プログラムを構築する意味で重要となると思われる。

(2) 多様な技術協カールールを組み合わせた協力のパッケージ化

中国側の協力ニーズの内容を踏まえつつ、適切な方策を組み合わせたパッケージとして実施していくことが効果的である。この度の調査において MOFTEC より国別特設研修と併せて、共同研究やアドバイザーグループの設置が要望されたが、このような多様な方策を中国側も希望していることが確認されている。今後の協議においては重点的な分野に対して、多様なツールを組み合わせる方策を検討していくことが重要である。

更に、協力内容の高度化に伴い、中国側の要望も多様化していくことが予想される。例えば、WTO 分野を担当する部署においては若手官僚の登用が目立つので日本における長期の研修などの要望も出されている。今後、留学生支援無償等、多様なツールのさらなる活用を検討することが必要となる。

(3) 適切なテーマの選定

WTO 交渉の進捗状況によるニーズの変化に留意すると共に、中国にとって緊急性が高くかつ重要なテーマの選定を行なうことが重要である。また、日本側関係者にとっても関心のあるテーマを選定することにより、関係省庁等の協力を得た密度の濃い研修プログラムが可能になるとと思われる。

中国のWTO関係省庁職員は、既にWTOについて相当程度知識を有しているため、個別協定に焦点を絞った共同研究や人材育成といった具体的かつ専門的な技術移転が求められている。中国側の主要なニーズは、協定実施の際の諸問題、産業に与える影響及び新ラウンド関連課題（ニューイシュー、既存協定の見直し等）である。今後も協力の実施にあたっては、適切なテーマの選択、中国側ニーズの適切な把握等により、有効な実施を確保することが不可欠である。

(4) 十分な意見交換に基づく協力フレームワークの決定

共同研究という協力形態を開発調査の枠組みで実施する場合、取り上げる産業分野について日中間で時間をかけて十分協議を行なう必要がある。中国側は中国の事情に精通した専門家の参加を希望しており、事前に中国側専門家を日本に派遣し、意見交換を行った上で日本側から専門家が訪中するといった双方向のやり取りに基づく案件遂行が相応しい。

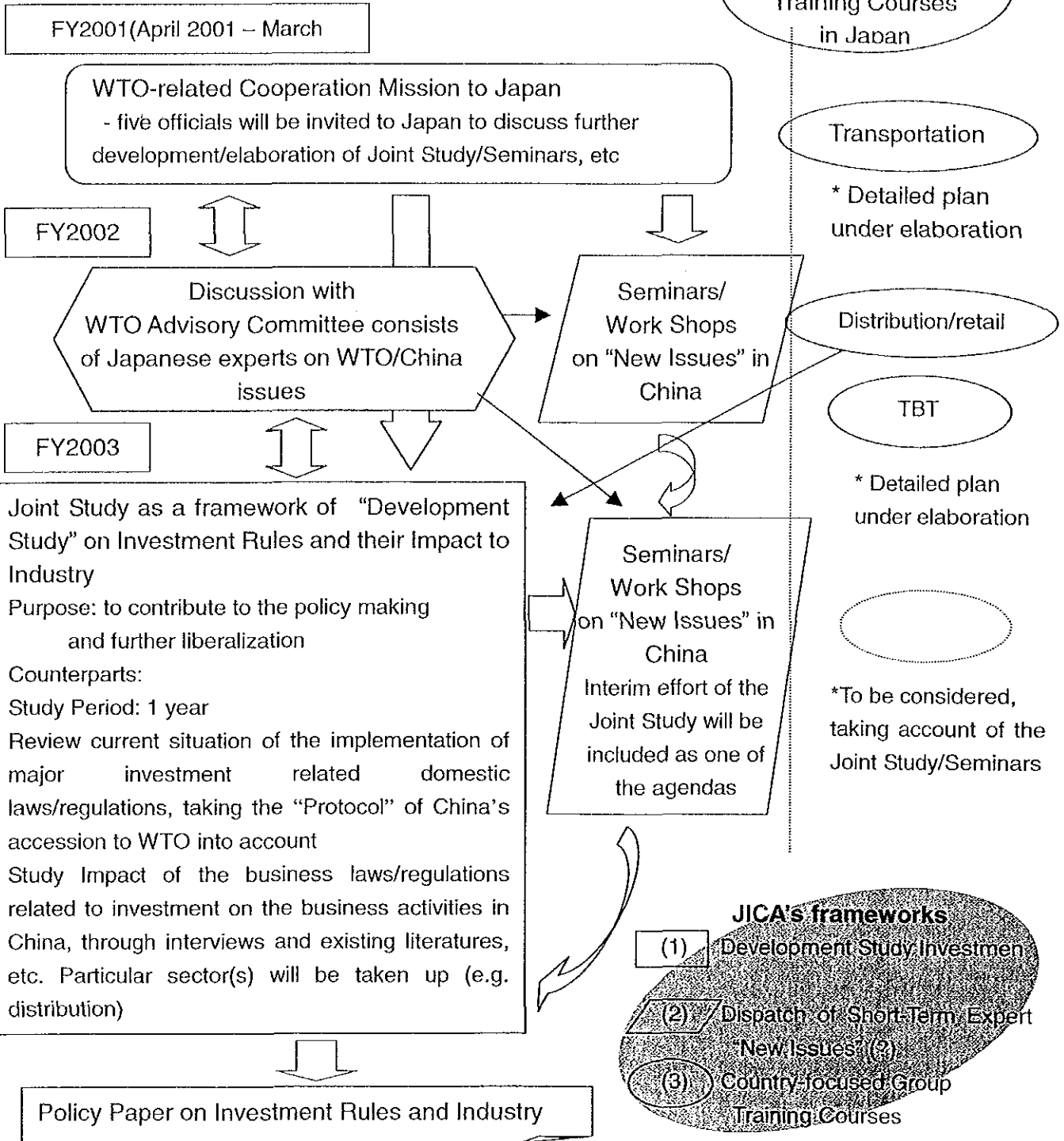
(5) 他ドナーによる既存の協力への配慮

WTO関連協力の歴史は比較的浅く、現段階ではドナー間の深刻な支援の重複は見られないものの、多くのドナーが本分野の支援に関心を示していることから、継続的に他ドナーの動向に注意する必要がある。また、受け手側の状況にも十分な配慮が必要となろう。

図2-2 对中国協力フレームワーク案

**WTO-related Cooperation Projects between MOFTEC and JICA (Draft)**

This paper is drafted, based on Monday's discussion, as a basis of development and modifications through further discussion between MOFTEC and JICA



### 第3章 ジュネーヴ・ブラッセル関係機関調査



## 1. 調査の概要

### 1.1 調査の目的

#### (1) JICA 鉦調部取り組みの説明及び協力依頼

WTO、UNCTAD 等の関係国際機関に対して、WTO 協定実施支援に係る JICA の取り組みを紹介し、支援開始にあたりこれら事務局からの援助リソース（講師、教材等）提供に係る協力を依頼する。

#### (2) 関連技術協力プロジェクトに係る情報収集

WTO 協定関連キャパシティ・ビルディング協力に関連し、これまでの協力実施状況と今後の取り組みについて意見交換を行うとともに、必要に応じて連携協力の可能性を検討する。

### 1.2 調査団員構成

- |          |          |                         |
|----------|----------|-------------------------|
| (1) 植嶋卓巳 | 団長       | 国際協力事業団鉦工業開発調査部工業開発調査課長 |
| (2) 国松麻季 | 企画調整     | 三和総合研究所新戦略部             |
| (3) 西川敦子 | 援助リソース調査 | 三和総合研究所開発コンサルティング部      |

### 1.3 調査日程

2001年6月10日～6月17日

日付	行程	滞在
1 6月10日 日	移動 {成田 [SN208] (11:40) → ブラッセル (17:20)}	ブラッセル
2 6月11日 月	弁護士事務所、欧州委員会（貿易総局、開発総局、欧州援助協力局）、対EU日本政府代表部	〃
3 6月12日 火	移動 {ブラッセル [SN2713] (09:55) → ジュネーヴ (11:05)}、日本政府代表部、WTO事務局（研修部）	ジュネーヴ
4 6月13日 水	WTO事務局（技術協力部、サービス貿易部、開発部、ルール部、知的財産部）、Dr. Gilbert R. Winham (Dalhousie University)	〃
5 6月14日 木	WTO事務局（貿易・環境部、Hartridge顧問、法律部）	〃
6 6月15日 金	WIPO事務局（Worldwide Academy、Cooperation for Development）、UNCTAD事務局（DITC）、WTO事務局（上級委員会事務局）	〃
7 6月16日 土	移動 {ジュネーヴ [LH3691] (18:15) → フランクフルト (19:35) / [NH210] (20:30) → }	機中
8 6月17日 日	移動 {→ 成田 (14:35)}	

## 2. 調査結果

### 2.1 ジュネーヴ

#### 調査結果の総括

#### (1) WTO の基本姿勢

- WTO 事務局は、戦略的 APEC 計画をベースとする JICA を通じた二国間技術協力の実施を概ね好意的に受け止め、基本的に協力的な姿勢を表明。全ての面談において部長クラスが対応し、当方の説明に熱心に耳を傾けていたことが印象的。事務局長自身がキャパビルに対して

強いコミットメントを有していることも面談の随所で看取された（例えば、事務局長主導にて事務局内の技術支援関係部局の改編が本年 6 月に行われたばかり）。以下に述べる包括覚書の問題を検討する必要はあるものの、WTO 事務局の専門家派遣に関しては、タイミングさえあえば、一定の協力を得ることができる目処がたった。

- 対象地域に関しては、APEC 域内の比較的発展レベルの高い途上国への協力の重要性に理解を示しつつも、これに加えて、アフリカ、中南米地域を含む後発開発途上国への技術協力にも配慮することが望ましいとの意向を有していることが再確認できた。
- 途上国のニーズをボトムアップで吸い上げ、国別に援助メニューを用意する今回の協力方式は、援助効果を高めるうえで望ましいアプローチと評価する一方、途上国では行政の人材層が薄く、頻繁に異動が起きるため、協力成果を根付かせるには工夫と努力が必要と示唆する向きもあった。
- WTO 事務局より、今後も継続的に JICA による協力の進捗状況を承知したいとの希望が明らかにされるとともに、関連委員会において報告発言を行うよう懇請された。こうした関心の向きは関係省庁に伝達する必要がある。

## (2) 包括覚書の扱い

- WTO 技術協力部との面談の中で、他のドナーの実施する援助プログラムに対し、専門家の派遣等継続的な支援を WTO 事務局として行うには、協調行動のベースとなる包括的な覚書を関係ドナーとの間で作成しておくことが望ましいとの指摘を受けた。同部はそうした覚書の雛型を有しており、案を作成のうえ示したいとの由。
- これは、ドナーからのプロジェクトベースでのアドホックな依頼に対し、WTO 事務局として一定期間安定的に対応するには何らかのインスティテューショナルな枠組みが必要との実務的観点に基づくものと思われるが、内容如何によっては、JICA のマンドートを超える可能性もあり、今後慎重に対応を検討する必要がある。

## (3) 協力実施に際しての基本的スタンス

- 今回の訪問調査を通じ、WTO 事務局を含む外部機関の専門性を活用することは、質の高いキャパビル協力を実施するうえで不可欠な要素であることを再確認できた。とりわけ、協定に関する理解促進を目的とするセミナー／ワークショップの実施にあたっては、中立的な協定解釈、WTO における作業の公平な評価を担保するうえで、WTO 事務局の参画が重要となる場合が多いものと思われる。
- 他方、こうした外部リソースを効果的に使いこなし、協力内容の統一性を確保するには、我が国として、如何なる観点から、どのような内容の知識移転を行うかについての基本的考え方を十分整理しておく必要性も痛感した。我が国協力の基本的スタンスが固まらぬまま、徒に外部リソースを使おうとしても、適切な専門性が確保できないばかりか、一貫性のない質の低い協力になるおそれがある点に十分留意する必要がある。したがって、今次協力に関し、国別アプローチであることに加え、以下の観点を中心に、我が国関係者の間で鋭意議論を進め、コンセンサス構築を目指すことが急務である。（また、場合によっては、こうした議論の結果の一部が、上記 3.2 の「包括覚書」に反映されるべきである。）
- 我が国が行う当分野の協力において、マルチ（「統合枠組み（IF）」を含む）、リージョナル、

バイのツールをどのように使い分けていくべきか。また、内外の理解を如何に得ていくべきか。

- とりわけ、バイの支援を我が国が行うことの意義は何か、如何なる価値を被支援国と共有することを目指すべきか。
- 協力の対象となるステークホルダー（利害関係者）をどこまで広義に捉えるべきか。

#### (4) WIPO の基本姿勢

- WIPO は、TRIPS 関連のキャパビルについて、過去 5 年間相当量の協力を実施し、一定の成果を上げてきたとの自負を強く有している。このためバイの援助に際しては、WIPO による協力の実績をベースに、それとの十分な補完性が確保される限りにおいて、JICA による協力への支援を惜しまないとの姿勢を有していることが判明した。今後 TRIPS 分野での協力を際しては、WIPO の協力実績を十分レビューしたうえで個々の協力にのぞむ必要がある。

#### (5) UNCTAD の基本姿勢

- UNCTAD は、貿易投資分野の支援に相当程度の経験を有するが、対象国は LDC に特化している。また、UNCTAD の支援は、WTO とは異なり、支援対象国が協定義務の履行を通じて産業成長を遂げることを目的とし、対象国の経済政策全般の中での貿易投資政策の位置付けをも考えていくものである。こうした活動を通じて UNCTAD に蓄積されたノウハウの提供等 JICA への支援を惜しまないこと、また、今後も相互に情報交換を行っていきたいことの意向が明らかにされた。
- JICA が当面の協力対象と考えている重点 4 ケ国は、UNCTAD 側から見ると、非常に「進んだ」諸国であるとの認識を表明されたが、これに対して、調査団側からは、まずはマネジブルな対象国から協力に着手することとしており、また今次対象国への協力を通じて、当該諸国を核とする南南協力の進展を期待する旨答えおいた。

## 2.2 ブラッセル

### 調査結果の総括

#### (1) 欧州委員会による協力の現状

- 今次調査訪問を通じて、欧州委員会関係各部署に対し、戦略的 APEC 計画をベースとする JICA を通じた二国間技術協力の実施に関する周知をはかると共に、一定の理解と評価を得た。
- 欧州委員会は、本年 1 月、対外協力分野の運営に関する大規模な組織改編を行ったところであり、未だ移行期にある。支援の政策策定に関しては、引き続き対外総局と開発総局が所轄し、総局級の新設機関である欧州委員会欧州援助協力局 (AIDCO) がプロジェクト/プログラムの運営を所轄する。

貿易総局は、貿易関係支援の政策を立案し、主管総局に働きかけを行う立場にある。現在、貿易関係支援の政策改訂作業を行っており、6 月下旬にも一応の案がまとまる見通しであることが明らかになった。

他方、協力の実施部隊たる AIDCO においては、現在、最近 5 ケ年の貿易関係支援プロジェクトのストックテーキング作業を行っており、同作業を通じてベストプラクティスを明らかにしたうえで、今後の協りに反映させる方向であるとの事実が確認された。

- 欧州委員会の WTO を含む貿易関連の支援の対象国は、マルチでは IF 等を中心とする LDC 諸国への協力、バイではいわゆる ACP 諸国への協力が大半を占めていることが改めて確認された。WTO 関連のアジア諸国への協力は中国・ヴィエトナム加盟支援が中心であり、JICA 支援対象重点 4 ヶ国（タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン）については、知的財産権等の分野で若干の協力を行うにとどまっている。なお、注力してきた分野としては、知的財産権、関税評価、税関システムを中心とする貿易円滑化等。また、いわゆる「ニューイシュー」（貿易と投資、貿易と競争等）においてもセミナー等の実施の経緯がある。但し、欧州委員会も、10 年ほど前までは、貿易分野の支援といっても貿易振興が中心であり、GATT/WTO 協定実施に係る支援は新しい分野との認識であり、我が国とほぼ同様の段階にあることが明らかになった。
- なお、対 EU 日本政府代表部より、日 EU 協力の一環として、WTO 分野での援助協調の中長期的な可能性に関する言及があった。

## (2) 欧州におけるリソース

- 今回訪問した Stibbe 弁護士事務所は、貿易制裁措置関連法（AD、CVD、SG 等）を中心に、法務コンサルティングの受託や、他ドナーによるセミナー、学界での教育等の経験を有し、実務に即した知識向上プログラムの提供能力を有する。また、正当な対価によるプログラムへの参加に積極的であることが確認された（既に簡単な見積等も接到）。
- また、ブラッセル（ならびにロンドン）にはベーカー&マッケンジー等、多数の弁護士事務所が存在し、ワシントン DC に次ぐ通商分野のリソースの集積がある。
- 但し、今次 JICA 案件において、こうした海外弁護士事務所のインボルブメントを如何なる形で得ていくかに関しては、十分な検討が必要（コンポーネントひとつを丸ごと委託するといった、「ナショナル・フラッグ」を見えにくくする協力は適当とは思われない。例えば、数日間のセミナー／ワークショップであれば、協力プログラムの概要を日本側で立案したうえで、実務に関する一部分の委託を打診するといった方法が適当）。

2.3 各訪問先での面談内容概略

訪問機関	面談先	面談結果のポイント
WTO	<p><b>【研修部】</b>                      Mr. Claude Mercier, Director                      Mr. Gerardo T. Thielen, Counsellor                      Mr. Jean-Daniel Rey, Counsellor</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事務局長のイニシアティブに基づき、技術協力活動強化の見地から、最近、Training Division を Training Institute へ改編。</li> <li>➤ 研修部はジュネーブベースの研修プログラムを担当し、現在3か月間の「貿易政策コース」(30名)を年3回実施。同コースは貿易政策の理念、全てのWTO協定及びニューイシューを含む包括的なもの。この他に、LDC向けの短期貿易コースを年1回、紛争処理に関する短期コースを年3回実施し、今後は遠隔教育のコースも実施の予定。</li> <li>➤ 研修部の紹介により面談した交渉能力の向上研修を担当しているカナダのダルハウス大学の教授は、関税とサービス交渉に関するモック交渉を実施しており、求めがあれば、JICAの技術協力に参加することは可能と発言。</li> </ul>
	<p><b>【技術協力部】</b>                      Mr. Claude Mercier, Director                      Mr. Gerardo T. Thielen, Counsellor                      Mr. Jean-Daniel Rey, Counsellor</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 技術協力部の支援活動は、先方政府からの要請に応じ、セミナー・短期研修等に講師を派遣するかたちで実施。JICAの支援対象の4ヶ国については、地域又は各国対象のものを含め、これまで多くの研修を実施した実績あり。</li> <li>➤ 他のドナーの支援プログラムについて、ドナー側の費用全額負担という条件で、WTO事務局スタッフを頻繁に派遣。JICAのキャパビル案件について、WTOとして積極的に協力する意向があることを確認。他方、協力関係を継続的に強固なものにするために、JICAとの間でMoU(包括覚書)を締結したいとの意向を表明。(今後、内容を検討のうえ、対応ぶりを検討。)</li> <li>➤ オサクエ技術協力部長から、本件支援はAPECの枠組で実施されることは理解するも、可能であれば、南米及びアフリカのLDCからも1ヶ国ずつ協力対象国に含めては如何とのコメントあり。</li> </ul>

	<p><b>【サービス貿易部】</b>          Mr. A.-Hamid Hamdouh,          Director Mr. Markus Jelitto, Legal          Affairs Officer</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 研修部が所轄する3ヶ月のコースのうち、3日間をサービス分野の研修に充当。内容は、(1) GATSの法的構造、(2)自由化交渉の現状、(3)セクター別の自由化の論点等。</li> <li>➤ 参加者のタイプにより、研修は、(1)貿易全般の専門家を対象に、サービス貿易を貿易全般の一部として理解を促すものと、(2)サービス分野の専門家を対象に、サービスセクター別に掘り下げ理解を深めるものの2種に大別される。</li> <li>➤ 海外に講師を派遣する技術協力は、“demand driven approach”をとっており、ニーズの特定と参加者のレベルを見極めることが必要。</li> <li>➤ モノの分野と異なり、外部の専門家は少ない。他のドナーのプログラムに参加するときは、事前の調整（誰が何をどのような順番で話すか等の相談）が重要。</li> </ul>
	<p><b>【開発部】</b>          Mr. Peter Tullock, Director          ar Breckenridge,          nomic Affairs Officer          Ms. Ingela Nilsson,          Economic Affairs Officer</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ターロック部長は、APECの枠組みの下で、キャパビル協力が進んでいることを評価。また、閣僚会議前に行われる貿易開発委員会にて、途上国支援の重要性を共有化するため、積極的な活動をしている日本とカナダから、支援の進捗状況を発言してもらいたいとの意向を表明。</li> <li>➤ キャパビルを効果的に進めるには、WTO主管官庁を中心に関係省庁が参加するラウンドテーブル・ミーティングを開催し、意見・情報交換を密にすることが重要と指摘。</li> </ul>
	<p><b>【ルール部】</b>          Mr. Jan Woznowski, Director          Mr. Jorge Miranda, Counsellor          Mr. Raul A. Torres,          Legal Affairs Officer</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ルール部では部内に技術協力担当官を2名配置し、年間業務時間の1/4程度を技術協力活動に充当し、海外でのセミナーを年3、4回程度実施。</li> <li>➤ セミナー/ワークショップは、(1)政府関係者や産業界に対して協定の一般的な内容を広く伝えるもの、(2)個別の問題に特化し、具体的な協力を行うものの2種に大別されるが、後者の方が効果が高いと認識。</li> <li>➤ ADルールそれ自体と、その具体的な運用面をカバーするための講師のチームとしては、発動国政府当局者、WTO事務局担当者、実務面を担当する法律家といった編成が理想的。</li> </ul>

	<p><b>【知的財産部】</b> Mr. Adrian Otten, Director</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 知的財産部の TRIPS 担当官は 4、5 名で、支援の内容は TRIPS 協定の解釈、TRIPS 理事会及び関連組織の機能、TRIPS 関連紛争処理に限定。年 20 回程度、技術協力を目的に出張。</li> <li>➤ 具体的な支援を行う際には、TRIPS 協定履行に係る国別審査のための会合記録が有効。</li> <li>➤ 他の機関等との関係では、WIPO との共催による技術協力活動のほか、UNIDO、世界銀行、国境なき医師団等様々な機関・団体と協力し支援活動を実施。</li> <li>➤ 技術協力の問題点・課題としては、(1) 技術協力の成果の定着、(2) TRIPS の積極的な側面、すなわち自国産業の発展に TRIPS を如何に活用するかといった視点での技術協力の展開、(3) 産業化のインボルブメント等があげられる。</li> </ul>
	<p><b>【貿易・環境部】</b> Mr. Jan-Eirik Sorensen, Director Ms. Vivien Liu, Counsellor Mr. Erik Wijkstrom, Economic Affairs Officer</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ リュー参事官から、TBT に関する技術協力については、各ドナーによる協力活動の全体像を把握し、重複を避けることが重要。かかる見地から今回のキャパビル協力についても支援の内容・進捗状況を広く関係者に伝えて欲しいとのコメントあり。</li> <li>➤ 貿易・環境部における TBT 協定担当者は 3 名と限られており、協力内容は協定の解釈が中心。担当者の技術協力への参加の形態は、(1) WTO 研修部主催の支援への参加、(2) 同部のイニシアティブによる年間 3、4 回程度の地域セミナーへの参加、(3) 他の機関が主催するセミナー等への参加に分かれる。</li> <li>➤ 効果的な技術協力のためには、(1) 対象国の関心品目の特定、(2) ISO の知見の活用、(3) 複数の国際標準機関の関係についての適切な理解、(4) 国内の利害関係者の調整、産業界のインボルブメント、(5) 国内産業の現状や産業政策の方向性を踏まえた交渉能力の向上等が必要。</li> </ul>

WTO	<p><b>【事務局長顧問】</b> Mr. David Hartridge</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ハートリッジ氏は事務局長の顧問として技術協力全般を担当。今回の日本の取組を大変意欲的なものと評価し、事務局長にも報告する旨発言。</li> <li>➤ 11月の閣僚会議後のほうが、技術協力の運営が効果的かつ円滑になるとの意見。また、技術協力では、セミナーがどのような意義を持ち、如何なる面で役立ったかといったインパクト評価が必要であり、指導者の育成も重要である旨コメント。</li> </ul>
	<p><b>【法律部】</b> Mr. Pieter Jan Kuijper, Director</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 紛争処理了解第27条3項の規定に基づき技術協力活動を実施。研修部が主催する紛争処理関係のセミナーや海外で行われるワークショップ等に、同部のスタッフを講師として派遣。</li> <li>➤ カイパー部長は、紛争処理関連のキャパビルについて次のような意見を開陳。(1) 長期的に一国の紛争処理能力を高めるには、国内の大学における法律家の教育を強化する以外に方法はない。(2) 紛争処理のトレーニングについては、模擬パネルが効果的。(3) 参加者を多くの国から集めて行う地域セミナーの形式の方が参加者のインセンティブを高めるうえで効果的。</li> <li>➤ 途上国出身の能力の高い若手法律家が国内にとどまらず、人材が先進国の一地域に集中してしまうことも問題。</li> <li>➤ Advisory Center on WTO Law は WTO とは別組織で、運営面等で協力を行う立場にはない。</li> </ul>
	<p><b>【上級委員会事務局】</b> Mr. Peter Van Den Bossche, Counsellor / Acting Director</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ キャパビルは重要だが、上級委員会事務局は紛争処理了解に定められた期限によって各案件を処理する必要があり、技術協力活動に参加しにくい面がある。</li> <li>➤ 紛争処理に係わる知識移転においては、(1) 紛争処理手続それ自体の手続、(2) 組織の意志決定のあり方、(3) 他の協定と紛争との関わり、といった点が重要な切り口。</li> </ul>



<p><b>UNCTAD</b></p>	<p><b>【国際貿易部】</b>          Mr. John D.A. Cuddy, Director,          DITC / Executive Secretary,          LDC-III Conference          Mr. Bijit Bora, Economic Affairs          Officer, DITC          Ms. Miho Shirotori, Economic          Affairs Officer, DITC</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 情報シェアリングシステムの構築は重要な課題と認識。</li> <li>➤ UNCTAD は LDC 向けの支援に多くのノウハウを保有。LDC 向けの加盟支援、協定理解促進、交渉能力向上、法的枠組み整備に関する支援に注力。アジアでは、ミャンマー、カンボジア、ラオス、ヴィエトナムが支援対象。アプローチは国別アプローチで、支援対象の協定は、農業、サービス、投資、競争、AD/CVD、繊維等。次期交渉をターゲットにした Commercial Diplomacy Course という交渉能力向上の研修コースも実施。</li> <li>➤ JICA の協力の対象となるタイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンの4ヶ国は WTO 協定の実施面でかなり高いレベルにあり、ローカルの専門家のノウハウを十分活かしてプログラムを立てることが有益であろう旨コメント。</li> <li>➤ 長期的な視点に立った人材育成のためには、政府職員に加えて、学識経験者、民間セクターの関与が不可欠との見解。</li> </ul>
<p><b>WIPO</b></p>	<p><b>【アジア太平洋局開発協部】</b>          Mr. Narendra K. Sabaharwal,          Director          Mr. Jiahao Li, Deputy Director          Mr. Sunao Sato, Associate Officer  <b>【WIPO アカデミー】</b>          Ms. Francesca Toso Dunant, Head,          Distance Learning Section</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ WIPO は 1996 年から 5 年間に、WTO との了解に基づき、途上国における法律制定、施行、実施、人材育成の 4 点に焦点を当て相当な規模の協力を展開。</li> <li>➤ TRIPS 分野の支援に際しては、過去の WIPO の支援に実績とともに、対象国のレベルを十分診断し、支援が行き届いていない部分に注力することが重要である旨コメント。</li> <li>➤ WIPO は国別に国内法制度との整合性について助言を行っているが、その情報は相手国との関係もあり、公開できない。</li> <li>➤ WIPO アカデミーでは、(1) 実務担当者向け専門研修、(2) 政策策定者向け政策研修、(3) 遠隔教育を実施。WIPO の教材 WIPO に関わる条約を対象としており、TRIPS 協定にフォーカスしたものは存在しない。</li> </ul>

欧州委員会	<p><b>【貿易総局】</b>  Mr. Roelof Plijter, Head of Unit  (sustainable development)  Ms. Ditte Juul Jørgensen, Head of  Unit, Development Policy and  Multilateral Issues</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 貿易総局は、貿易政策の観点から、開発総局・対外総局の立案する支援政策に働きかけを立場。実施は欧州援助協力局がこれを担う。</li> <li>➤ 貿易分野の支援政策の立案に際しては、当然、欧州連合の関心を反映した協力の提案を行うが、交渉と技術協力は基本的に切り離して行うべきとの考え。</li> <li>➤ マルチにおける貿易関連支援では、WTO に対して関税評価に係る支援の強化を提案。マルチの場において、対象国の支援ニーズや、他のドナー国が行おうとしている協力の対象に関する情報を可能な限り共有。</li> <li>➤ バイの貿易関連支援では、Cotonou 合意 (ACP-EU Partnership Agreement) に基づき、アフリカ・カリブ諸国に対する支援を中心に実施。</li> <li>➤ 貿易関連協力の政策改訂段階にあり、近々ファイナライズの予定。</li> </ul>
	<p><b>【欧州援助協力局】</b>  Ms. Florence Imbert, Unit 1  (Innovation) , Directorate F  (Horizontal Operation and  Innovation)  Mr. Claudio Salinas, Unit 1  (Innovation) , Directorate F  (Horizontal Operation and  Innovation)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本年 1 月から、欧州委員会の対外協力のうち、欧州委員会予算及び欧州開発基金による支援の実施を担当する部局が一本化し、欧州援助協力を設立。</li> <li>➤ 従来の縦割りによる協力の弊害を廃し、支援活動の整合性を確保するため、現在、貿易関連協力のベストプラクティスを含む実施要綱を作成中。</li> <li>➤ WTO 協定の履行支援よりも広義に貿易関連キャパビルを捉えており、この定義の下で、欧州委員会は過去 5 年間に 700 万米ドル、80 本のプロジェクトを実施。</li> <li>➤ 協力は、マルチ (IF を中心とする LDC 諸国への支援) とバイ (Cotonu 協定を根拠とする ACP 諸国への協力) の 2 本立て。WTO 関連支援は、(1) 貿易円滑化のためのインフラ整備と人材育成 (税関電子化等) と (2) 協定実施のための支援に大別される。</li> </ul>

<p>欧州委員会</p>	<p>【開発総局】 Mr. Hugo-Maria Schally, Head of Unit, Development Policy and Multilateral Issues</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 欧州委員会は対外協力の運営に関する大規模な組織改編を本年1月に実施し、現在移行期。改編により、開発総局と対外総局が国・地域別援助戦略の策定や地理的配分の決定といった政策・プログラム面を担当し、援助協力局が個別案件の発掘から実施まで担当。</li> <li>➤ ACP 諸国には LDC が多く、支援ニーズも大きい。主に、WTO 協定実施、組織能力構築、地域経済統合への支援に重点を置き実施。また、実施に際しては現場に権限・人員の委譲・移動を進めている。</li> <li>➤ これまでの貿易分野の欧州委員会の支援は全て貿易振興を目的とするもので、WTO 協定の実施支援は新しい分野。</li> <li>➤ WTO 協定の実施に際しては、移行期間をサポートするセーフティネットの確保が重要課題。協定上の義務の履行確保だけでなく、より大きな組織改革を伴うプログラムが必要になるケースが多い。</li> </ul>
<p>Stibbe 弁護士 事務所</p>	<p>Mr. Marco Bronckers, Attorney at Law / Professor of Law, University of Leyden Ms. Natalie McNelis, Attorney at Law / Associated Member of the Brussels bar / Member of the New York bar Mr. Axel Desmedt, Attorney at Law</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Stibbe は WTO 協定関連の業務について豊富な経験を有する。業務の範囲は、AD 等の貿易制裁措置に加え、TBT、SPS、GATS（通信）、農業等幅広い。先般は、欧州委員会の要請により、欧州諸国向けに TRIPS 協定に関するテキスト作成の実績もある。</li> <li>➤ Stibbe の強みは、スタッフが WTO 協定に関して実務と教育という双方向からの経験を積んでいること。全体で 460 名の弁護士がおり、WTO グループの他に、知的財産、政府調達部門がある。</li> <li>➤ WTO は DS-driven であり、業務の 70% は DS に関連。支援を行う際には、各課題が DS の場でどのように扱われるか、常に DS の側面から問題を捉えることが必要と認識。</li> </ul>

## ANNEX

## 略語リスト

ACP	Africa, the Caribbean, and the Pacific	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国
AD	Anti-dumping	アンチダンピング
AiDCO	Europe Aid Co-operation Office	欧州援助協力局
AQSIQ	State General Administration of the People's Republic of China for Quality Supervision and Inspection and Quarantine	中国国家質量監督検査檢疫総局
AusAID	Australian Agency for International Development	オーストラリア国際開発庁
CCEE	China Commission for Conformity Certification of Electrical Equipment	中国電気機器適合性認定委員会
CCIB	Chinese Commodity Inspection Bureau	中国進出口商品検査局
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
CPC	Central Product Classification	中央生産物分類
CVD	Countervailing duties	相殺関税
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
DSU	Dispute settlement understanding	紛争解決了解
EFTT	Economics and Foreign Trade Training Project	経済外国貿易研修プロジェクト
EU	European Union	欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関
GATS	General agreement on trade in services	サービスの貿易に関する一般協定
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade	関税及び貿易に関する一般協定
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IPR	Intellectual Property Rights	知的所有権
ISO	International Organization for Standardization	国際標準化機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力事業団
LDC	Least Developed Countries	後発発展途上国
MAI	Multilateral Agreement on Investment	(OECDにおける) 多国間投資協定
MARD	Ministry of Agriculture & Rural Development	ヴィエトナム農業・農村開発省
MFN	Most favored nation	最恵国待遇
MOF	Ministry of Finance	ヴィエトナム財務省
MOFA	Ministry of Foreign Affairs	ヴィエトナム外務省
MOFI	Ministry of Fisheries Industries	ヴィエトナム水産省
MOFTEC	Ministry of Foreign Trade and Economic Cooperation	中国対外貿易経済合作部
MOJ	Ministry of Justice	ヴィエトナム司法省
MOSTE	Ministry of Science, Technology and Environment	ヴィエトナム科学技術環境省
MoU	Memorandum of Understanding	包括覚書
MUTRAD	Multilateral Trade Policy Assistance Programme	多角的貿易政策支援プログラム
NOIP	National Office of Industrial Property	ヴィエトナム知的所有権庁
NT	National Treatment	内国民待遇

OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PPOP	Public Policy Options Program	公共政策選択プログラム
PSRP	Public Sector Reform Program	公共セクター改革プログラム
SB	State Bank (of Vietnam)	ヴェトナム国立銀行
SG	Safeguard Measures	セーフガード措置
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measures	衛生及び植物検疫措置
STAQMEQ	Directorate for Standards and Quality	ヴェトナム標準品質局
TBT	Technical Barriers to Trade	貿易の技術的障害
TRIMs	Trade-related Investment Measures	貿易に関連する投資措置
TRIPS	Trade-related Aspects of Intellectual Property Rights	知的所有権の貿易関連の側面
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国連貿易開発会議
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

JICA